

# 業務の品質確保・生産性向上等に関する説明会

新潟会場：平成27年8月 3日（月）13:00～14:30

富山会場：平成27年7月22日（水）10:00～11:30

石川会場：平成27年7月21日（火）14:00～15:30

長野会場：平成27年7月16日（木）13:00～14:30

長岡会場：平成27年7月31日（金）14:00～15:30

北陸地方整備局 企画部

# 内 容

## 1. はじめに

- ・品確法改正の概要
- ・平成27年度積算基準改定の概要

## 2. 品質確保

- ・業務内容に応じた適切な発注方式の選定
- ・技術者評価を重視した選定
- ・低入札対策
- ・設計成果の品質向上に向けた業務改善への取り組み  
(履行期間の平準化、条件明示チェックシート、業務スケジュール管理表、等)
- ・国土交通省登録技術者資格の活用
- ・共通仕様書改訂に伴う担当技術者の登録人数について

## 3. 生産性向上

- ・適切な工期設定、繰越制度、国債事例
- ・適正な工事連携会議(三者会議)
- ・土木設計業務等変更ガイドライン及び事例集
- ・若手技術者育成支援(3ステージアクション)
- ・業務環境改善(ウィークリースタンス)
- ・CIMの取り組み

## 1. はじめに

# 品確法改正の概要

# 品確法改正の概要 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

## <背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

- H26.4.4  
参議院本会議可決(全会一致)
- H26.5.29  
衆議院本会議可決(全会一致)
- H26.6.4  
公布・施行

## <目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

### ☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
  - ・現在及び将来の公共工事の品質確保
  - ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
  - ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
  - ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
  - ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
    - ・ダンピング受注の防止
  - ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
  - ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

### ☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
- 不調、不落の場合等における見積り徴収
- 低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
- 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更
- 発注者間の連携の推進 等

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

効果

- ・最新単価や実態を反映した予定価格
- ・歩切りの根絶
- ・ダンピング受注の防止 等

### ☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式(新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力
- 国等が講じる基本的な施策を明示 (基本方針を改正)
- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

# 運用指針の全体構成

○ 運用指針の関係資料は、「指針本文」「解説資料」「その他要領」により構成

資料	策定者	法令上の位置付け	作成目的	内容
指針本文	国	品確法(第22条) 及び 基本方針 (閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者の支援</li> <li>発注関係事務の実施状況について、定期的に調査(結果はとりまとめ公表)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札及び契約の方法の選択 その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用</li> </ul>
解説資料	関係省庁 連絡会議 事務局 (国土交通省)	<p>「①指針本文」に 位置付け</p> <p>各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針本文の理解・活用の促進</li> <li>指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする(内容については、機動的に見直し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針本文に位置付けられた取組事項の具体事例や既存の要領等による解説</li> <li>取組事項について実務面での参考となる事項</li> </ul>
その他要領	各省庁 必要に応じて 適宜策定	<p>「①指針本文」に 位置付け</p> <p>各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする(内容については、機動的に見直し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考となる事項</li> </ul>

# 「指針本文」の構成(1)

## I. 本指針の位置付けについて

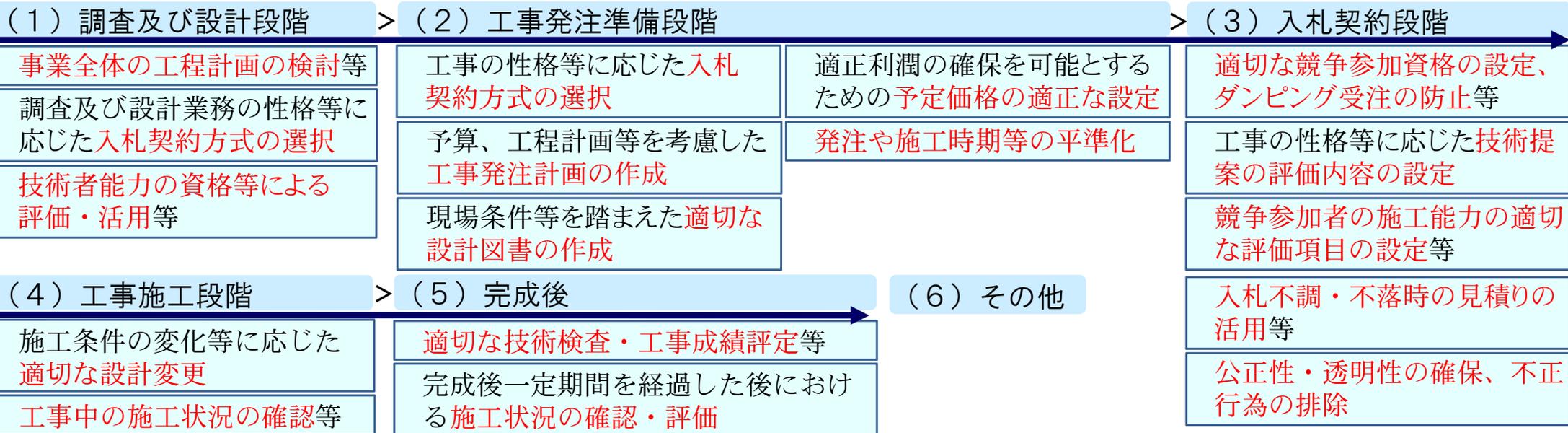
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に規定する、現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等の基本理念にのっとり、「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための**発注者共通の指針**。
- 発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもの<sup>(※)</sup>。
- また、国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。

(※)例えば、ダンピング受注の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等の重要課題に対する各発注者の適切な事務運用を図ることを目的

## II. 発注関係事務の適切な実施について

### 1. 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、**発注関係事務**(新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む)の各段階で、以下の事項に取り組む。



### 2. 発注体制の強化等

発注関係事務を適切に実施するための**環境整備**として、以下の事項に取り組む。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| (1) 発注体制の整備等 | (2) 発注者間の連携強化     |
| 発注者自らの体制の整備  | 工事成績データの共有化・相互活用等 |
| 外部からの支援体制の活用 | 発注者間の連携体制の構築      |

# 「指針本文」の構成(2)

## Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、**工事の性格や地域の実情等に応じて**、多様な入札契約方式の中から**適切な入札契約方式を選択し**、又は**組み合わせて適用**するよう努める。

### 1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

	(1) 契約方式の選択	(2) 競争参加者の設定方法の選択	(3) 落札者の選定方法の選択	(4) 支払い方式の選択
概要	工事の施工のみを発注する方式	一般競争入札	価格競争方式	総価請負契約方式
	設計・施工一括発注方式			
	詳細設計付工事発注方式	指名競争入札	総合評価落札方式	総価契約単価合意方式
	設計段階から施工者が関与する方式 (ECI方式)			
	維持管理付工事発注方式			
	包括発注方式	随意契約	技術提案・交渉方式	コストプラスフィー契約・オープンブック方式
	複数年契約方式			
	CM方式			
事業促進PPP方式 など			段階的選抜方式 など	単価・数量精算契約方式 など

### 2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

- (1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式
- (2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式
- (3) 維持管理の技術的課題に対応した方式
- (4) 発注者を支援する方式 など

## Ⅳ. その他配慮すべき事項

本指針の理解、活用の参考とするため、**具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料**を作成する。本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照する。

# 「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」

## 必ず実施すべき事項

### 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

### 歩切りの根絶

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

### 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。予定価格は、**原則として事後公表**とする。

### 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

### 発注者間の連携体制の構築

**地域発注者協議会**等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

## 実施に努める事項

### 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

### 発注や施工時期の平準化

**債務負担行為の積極的な活用**や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

### 見積りの活用

**入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合**等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

### 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

### 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

# 「担い手の育成・確保のための取組」と「発注者の体制整備等に向けた取組」

## 担い手の育成・確保のための取組

### 予定価格の適正な設定

- 実勢を的確に反映して積算を行い、必要に応じて見積りを活用する
- 適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする  
「歩切り」は行わない（品確法第7条に違反）

### ダンピング受注の防止

- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定及び活用の徹底  
（これらに関する価格は入札前に公表しない。基準は適宜見直す。）

### 発注・施工時期の平準化

- 建設工事の請負契約の原則(当事者の対等な合意)を踏まえた適正な工期の設定
- 債務負担行為の積極的活用、余裕期間の設定等による適切な工期の設定
- 発注見通しの統合・公表等による計画的な発注

### 適切な設計変更

- 施工条件の変化等に応じた適切な設計変更、協議の迅速化等

### 現場の担い手の育成・確保

- 豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮
- 企業の地域精通度や技能労働者の技能等（登録基幹技能者）を評価
- 賃金の適正な支払、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、関係部署と連携

### 多様な入札契約方式の選択・活用

- 地域における社会資本を支える企業を確保する方式を選択・活用

## 発注者の体制整備等に向けた取組

### 本指針の理解・活用

- 本指針の理解・活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成
- ※ 国は、説明会を開催するとともに相談窓口を開設し、受発注者からの相談にきめ細やかに対応

### 職員の育成

- 国、都道府県等が実施する講習会や研修の受講等を通じ、発注担当職員の育成に積極的に取り組む

### 外部の支援体制の活用

- 国・都道府県の協力等を得て、発注関係事務を適切に実施できる外部の者や組織を活用
- 国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施できる者の育成・活用等を促進

### 発注者間の連携強化

- 発注者間における要領・基準類、積算システム、成績評定等の標準化・共有化及び相互利用を促進
- 地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等を通じ、発注者間の情報交換、共通の課題への対応等を推進

- 一時的な事業量の増加や技術的難易度の高い工事への対応のため、発注者を支援する方式を選択・活用

➡ 発注関係事務の適切かつ効率的な実施により、地域のインフラ維持、災害への迅速な対応、担い手の育成・確保を実現

## 1. はじめに

# 平成27年度積算基準改訂の概要

# 平成27年度積算基準改定の概要(業務)について

## 1. 単価設定のポイント

- (1) 労務単価の機動的見直しに合わせ、昨年度同様に適用を **2月に前倒し**
  - (2) 実勢価格の的確な反映
- ➡ **全職種平均値** 34,175円 対前年度比; **+4.7%**

## 2. 単価の種類と増加率

- (1) **設計業務(7種類) 42,214円 対前年度比; +5.2%**  
構造物設計、発注者支援業務など、建設コンサルタント業務の積算に用いる単価
- (2) **測量業務(5種類) 27,300円 対前年度比; +7.2%**  
基準点測量、水準測量など、測量業務の積算に用いる単価
- (3) **航空・船舶関係(5種類) 32,080円 対前年度比; +2.4%**  
空中写真測量、航空レーザ測量及び深淺測量に係る航空・船舶関連の積算に用いる単価
- (4) **地質業務(3種類) 30,367円 対前年度比; +3.6%**  
ボーリング作業の現場における作業指揮、計器操作など、地質調査業務の積算に用いる単価

## 3. 「測量補助員」「測量船操縦士」の設定、「地質調査員」の取扱い

- (1) 測量業務の実態を鑑み、「測量補助員」「測量船操縦士」を設定
  - 測量補助員： 測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮・指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。
  - 測量船操縦士： 水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者。  
※従前はそれぞれ労務単価（普通作業員・普通船員）で積算
- (2) 地質調査業務の実態を鑑み、地質調査における「地質調査員」「普通作業員」を統合  
※標準歩掛も合わせて統合

# 設計等業務委託の諸経費改定

◎中長期の視点に立った担い手の育成・確保の取り組みとして、適正な予定価格を設定できるよう、実態調査の結果を踏まえた積算基準(諸経費)の改定。

業務分野	諸経費等		計
	従来(～H26)	改訂(H27～)	
土木設計コンサル	$\alpha=35\%$ $\beta=30\%$	$\alpha=35\%$ $\beta=35\%$	<u>約8%増</u>
測量	$A=462.5\%$ $b=-0.1266$ (諸経費:45～88%)	$A=371.23$ $b=-0.107$ (諸経費:52～91%)	<u>約2～5%増</u>
地質調査	$A=385.8\%$ $b=-0.1523$ (諸経費:28～47%)	$A=335.58$ $b=-0.135$ (諸経費:33～52%)	<u>約3～4%増</u>

## ※土木設計コンサル

$\alpha$ : その他原価(間接原価+直接経費(積上計上するものを除く))

間接原価: 当該業務担当部署の事務職員の人件費等

$\beta$ : 一般管理費等

## ※測量、地質調査

諸経费率 =  $A \times Y^b$

(Y: 直接測量費(測量), 対象額(地質調査))

# 設計等業務における「共通編」の新設

## 1. 概要

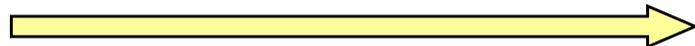
- ・各業務分野(土木設計、地質調査、測量、調査・計画)ごとの標準歩掛(第1節)に、「共通編」を新設。
- ・「共通編」には、各業務分野の中で共通する作業項目について標準歩掛を設定。

各業務分野ごとの公平性・透明性を向上

## 2. 新設内容

### 【業務分野】

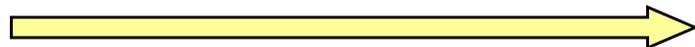
○土木設計



### 【標準歩掛 設定項目】

- ・打合せ(着手時・中間打合せ・成果品納入時)
- ・合同現地調査
- ・関係機関打合せ協議
- ・照査技術者による報告
- ・条件明示チェックシートの作成(予備設計業務のみ)

○地質調査



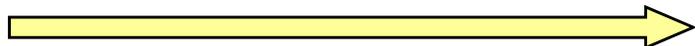
- ・打合せ(着手時・中間打合せ・成果品納入時)
- ・関係機関協議資料作成
- ・関係機関打合せ協議

○測量



- ・打合せ(着手時・中間打合せ・成果品納入時)
- ・関係機関協議資料作成
- ・関係機関打合せ協議

○調査・計画



- ・打合せ(着手時・中間打合せ・成果品納入時)
- ・関係機関打合せ協議

## 2. 品質確保

業務内容に応じた適切な発注方式の選定

(平成26年6月16日以降公示～適用)

# 発注方式の選定フロー

## 発注方式の選定フロー

## 発注方式

当該業務(土木コンサル・測量・地質調査)

1. 当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて、仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる業務  
なお、上記の考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半数に見積を活用する業務※

2. 事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務

① 当該業務の実施方針と併せて、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務。

② 当該業務の実施方針のみで、品質向上を期待できる業務

3. 入札参加条件として、一定の資格・実績・成績等を付することにより品質を確保できる業務

①プロポーザル方式  
【総合評価型】  
実施方針+特定テーマ

②総合評価落札方式(標準型)  
価格評価点 : 技術点の割合  
1:2 ~ 1:3  
実施方針+評価テーマ  
・評価テーマ2つ以上の場合1:3  
・評価テーマ1つの場合1:2

③総合評価落札方式(簡易型)  
価格評価点 : 技術点の割合  
1:1※  
実施方針のみ(評価テーマは求めない)  
※業務の難易度に応じて1:2も使用可

④総合評価落札方式簡易(特別型)  
価格評価点 : 技術点の割合  
1:1※  
実施方針のみ(評価テーマは求めない)  
ヒアリング省略  
※対象:定型的業務、簡易な業務

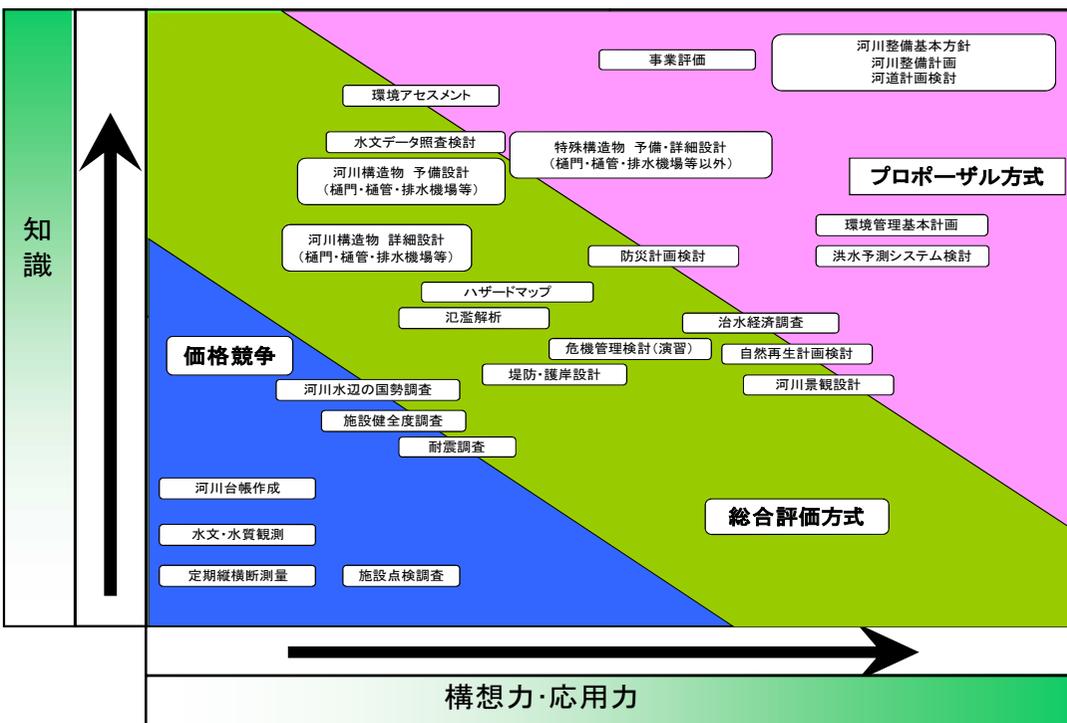
⑤価格競争方式  
(選定段階で)資格、実績、成績

# 業務内容に応じた適切な発注方式の選定について

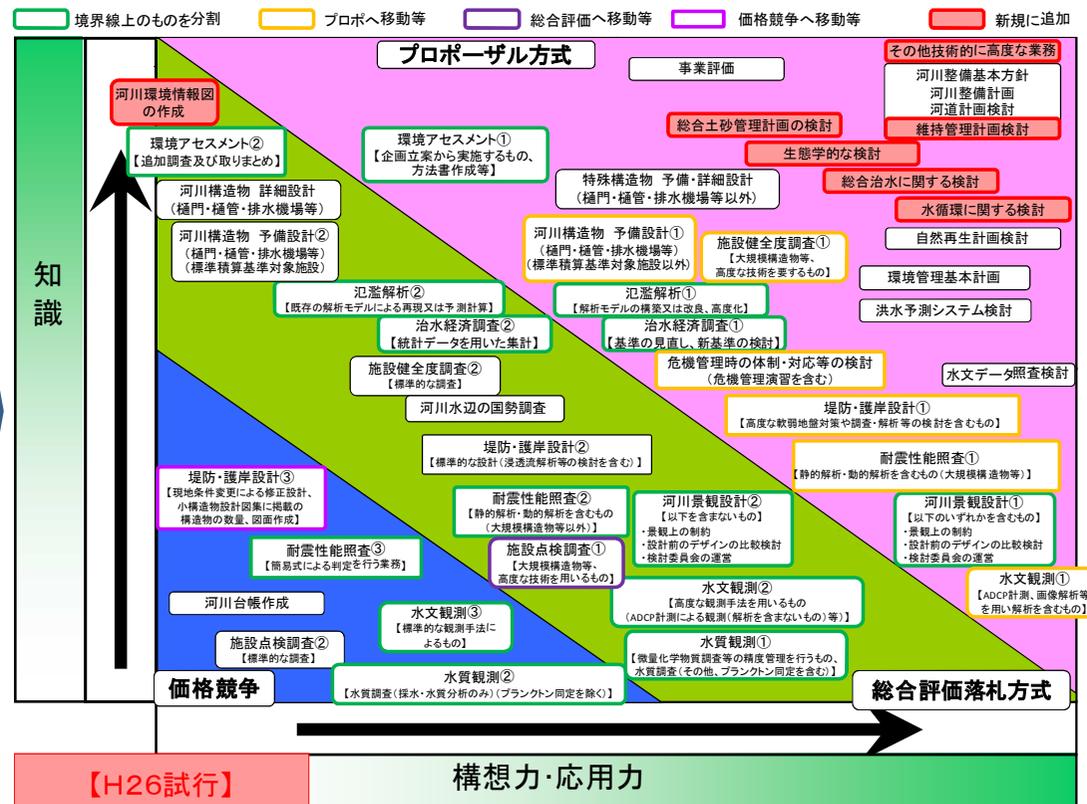
従来の境界線上に分類されていた業務をいずれかの発注方式を選定するよう割り振った発注方式選定表を試験的に運用。

対象業務：平成26年6月16日以降に公示される  
河川事業、道路事業、地質調査、測量調査の全ての業務

## (例1)【河川事業】



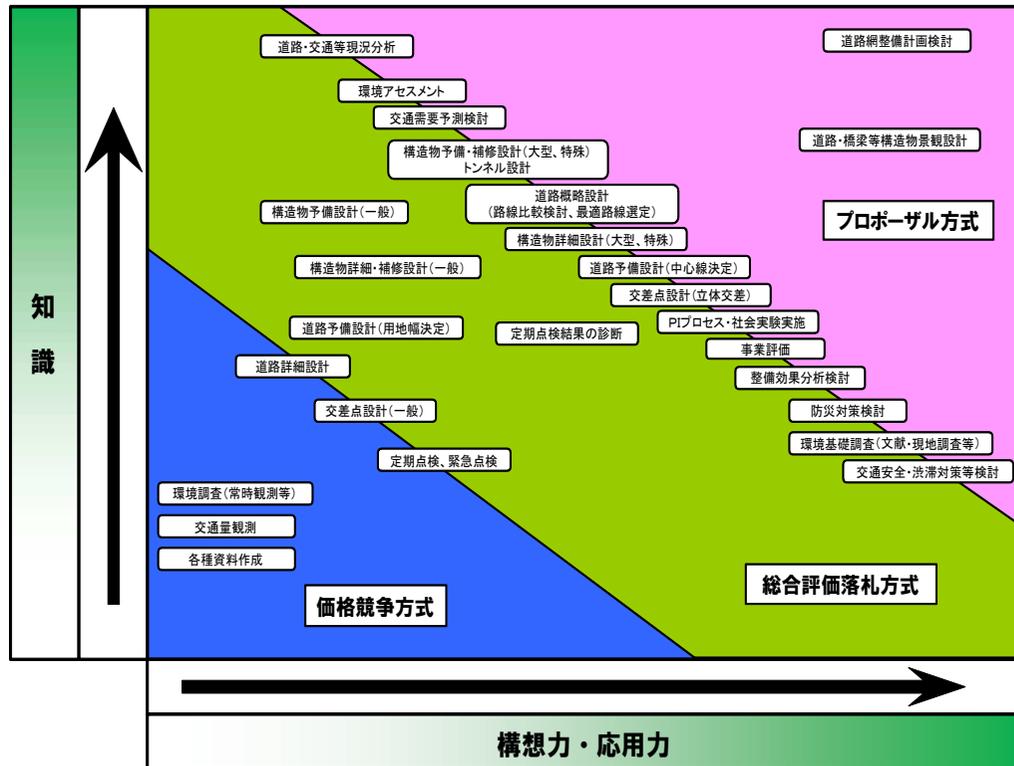
標準的な業務内容に応じた発注方式事例  
(注)上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。



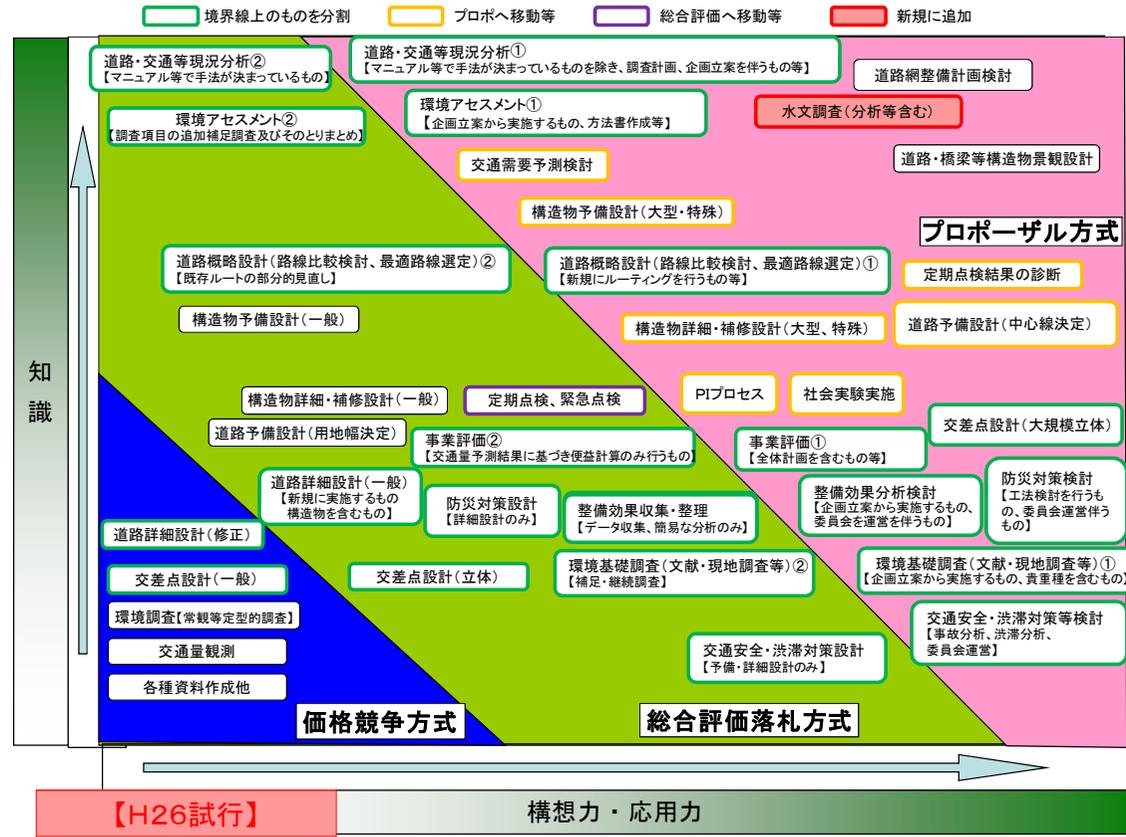
【H26試行】発注方式選定表

# 業務内容に応じた適切な発注方式の選定について

## (例2)【道路事業】



標準的な業務内容に応じた発注方式事例  
 (注)上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。



【H26試行】発注方式選定表

## 2. 品質確保

# 技術者評価を重視した選定

(平成26年6月16日以降公示～適用)

# 技術者評価を重視した選定について

「調査・設計分野における品質確保に関する懇談会」資料抜粋（H26.2.28）

論点 技術者の成績評価ウエイトを高めると、成果品質の向上が期待できるのではないか。

方向性 入札段階の技術点を構成する評価テーマの配点をとりやめ、技術者の成績・表彰と実施方針への配点を拡大する。

## 技術者評価の配点を拡大する試行について

※平成26年6月16日以降公示から適用

### 【実施内容】

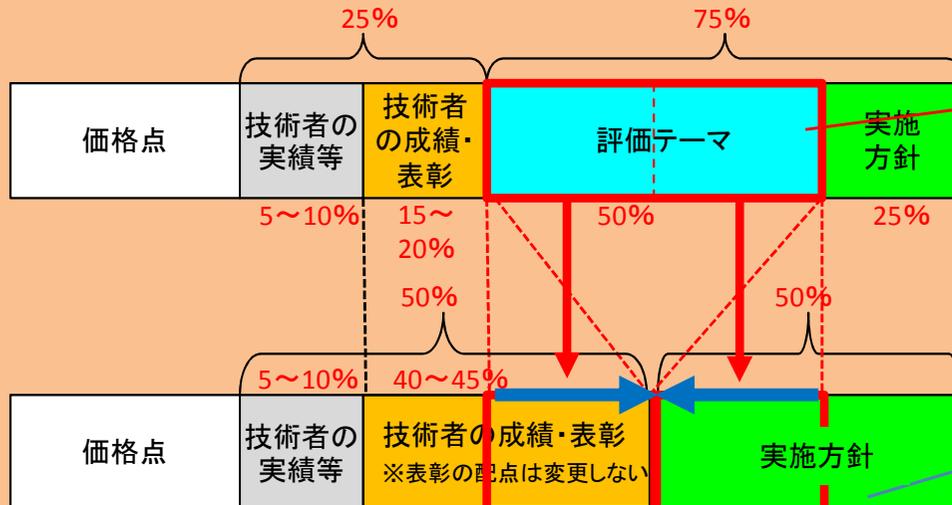
- 対象業務 ; 平成26年度に総合評価落札方式の標準型で発注する土木関係建設コンサルタント業務
- 試行規模 ; 実施件数は、事業毎に1～2割程度
- 試行 ; 総合評価落札方式の標準型(1:3)により実施

【河川事業】堤防・護岸設計  
【道路事業】道路予備設計(用地幅)、構造物予備設計(一般)、  
構造物詳細・補修設計(一般)、道路詳細設計(一般)

留意点 ; 実施方針の評価点は、過去の同種業務の実績、業務理解度、業務実施方針等について、ヒアリングを実施して決定。

### 入札段階の技術評価

#### 【配点案】総合評価落札方式(標準型)1:3



「評価テーマ」の配点割合を、「技術者の成績・表彰」に25%、「実施方針」に25%を配分

#### ヒアリングの実施

試行業務では、入札段階の技術評価において、予定管理技術者の過去の実績や業務理解度、業務実施方針等について、配置予定管理技術者と面談し、当該業務の履行に必要な技術力の確認を行うものとする。

## 2. 品質確保

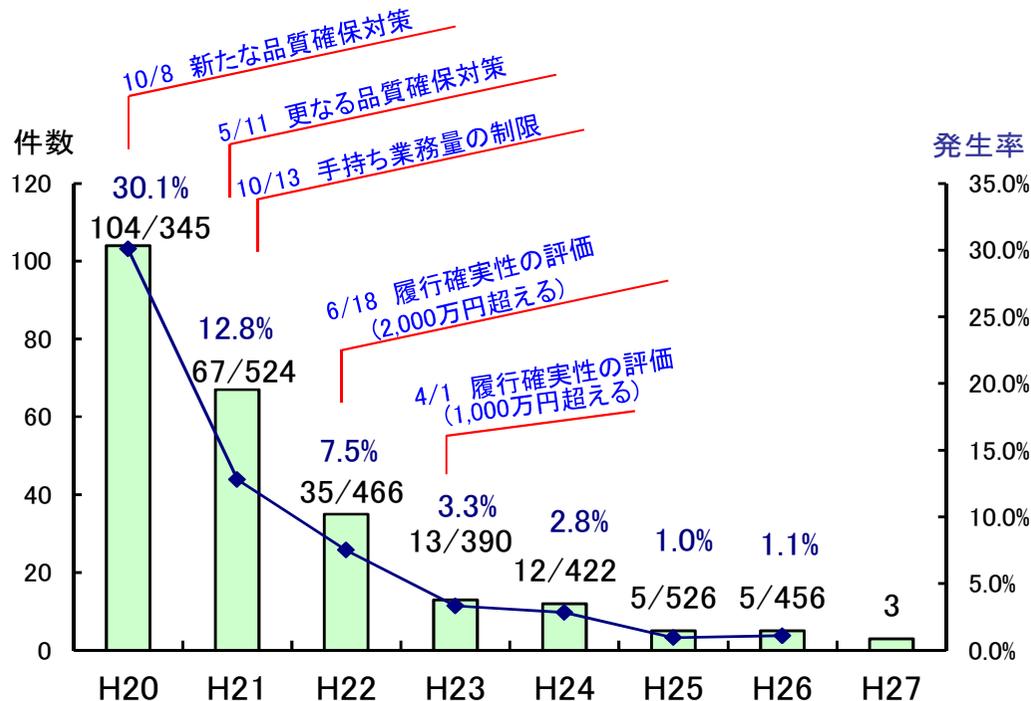
# 低入札対策

# 低入札の発生状況とこれまでの取り組み

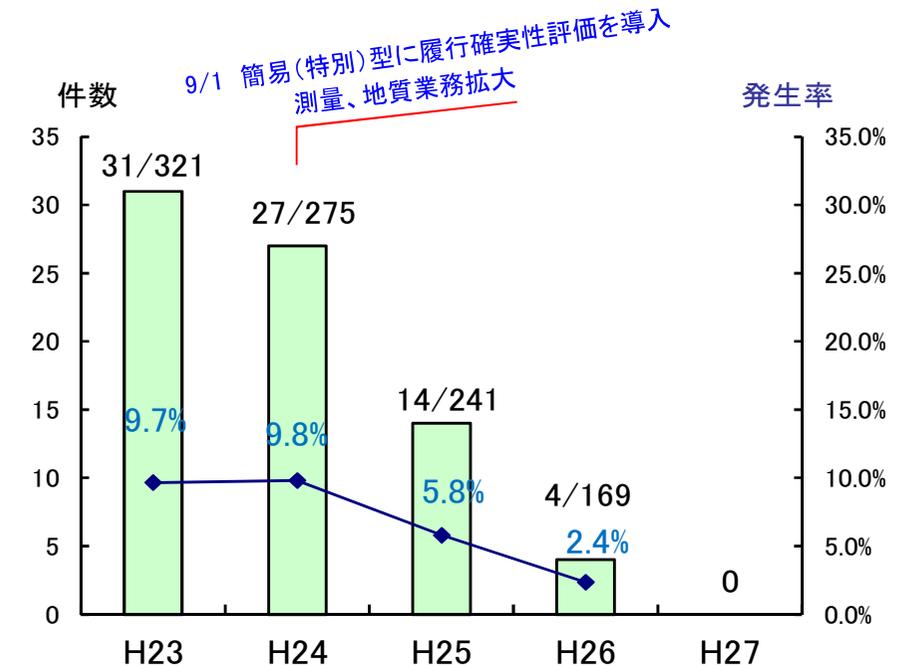
- ・ 予定価格1,000万円を超える業務を対象に平成21年5月「更なる品質確保対策」、同年10月の「手持ち業務等の制限」、平成22年度以降は総合評価を対象に「履行確実性の評価」導入により徐々に発生率、件数ともに低下。
- ・ 予定価格1,000万円以下の業務についても平成21年度より「調査基準価格相当額」を設け、低入札となった場合「更なる品質確保対策」を実施。更に効果を上げるため平成24年度より総合評価簡易(特別)型を対象に、「履行確実性の評価」を試行。

## 低入札の発生状況(価格競争、総合評価落札方式対象)※発注者支援除く

【予定価格(予定調達総額)1,000万円を超える業務】



【予定価格(予定調達総額)100万円を超え1,000万円以下の業務】



■ 低入札発生件数 ◆ 低入札発生率(低入札発生件数/発注件数)

■ 低入札発生件数 ◆ 低入札発生率(低入札発生件数/発注件数)

※H27は6/26現在

# 低入札防止対策の概要

## ■ 低入札防止対策の概要

低入札による受注

現地調査に関する安全対策が不備？

受託者の実施体制、品質管理体制が不備？

技術者に過度な負担を強いる？  
(適正な報酬の未払い、サービス残業等)

赤字受注が他の業務の執行に悪影響？

低入価格調査の実施

測量・地質調査業務などの外業の現地履行確認体制の強化(現場常駐)等

第三者照査の義務づけ

管理技術者等の強化  
・手持ち業務量の制限強化  
・担当技術者の強化  
・TECRISにおける低入札業務の明示

総合評価方式における技術提案の履行確実性の審査

## ■ 落札率帯別の業務成績

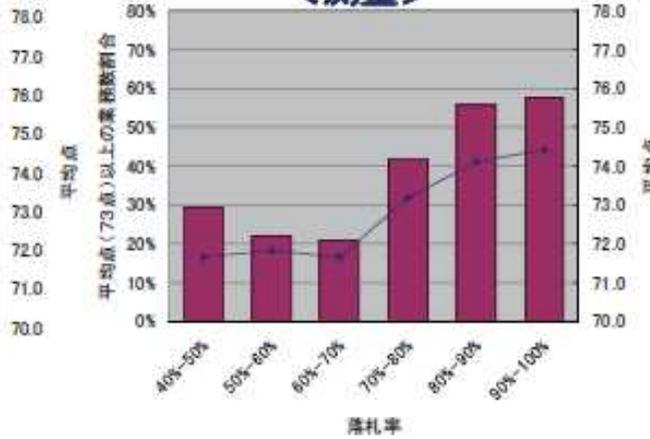
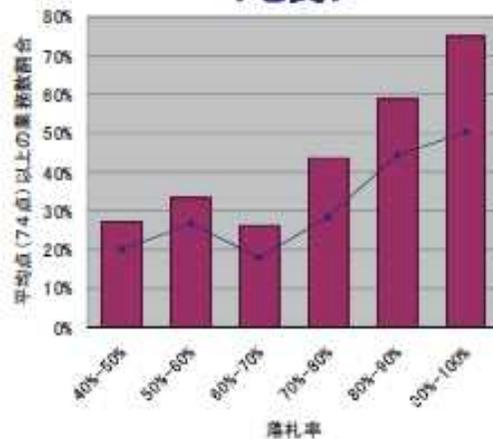
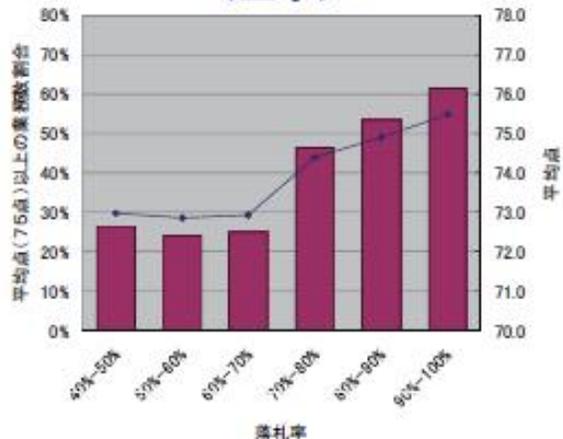
【落札率帯別平均点以上の業務数割合】

■ 「当該業務全体の平均点」以上の業務数割合  
— 各落札率帯の平均点

<土木>

<地質>

<測量>



「落札率の低い業務ほど業務成績が低い」  
(平成20年度実施コスト調査結果より)

# 業務の低入札対策

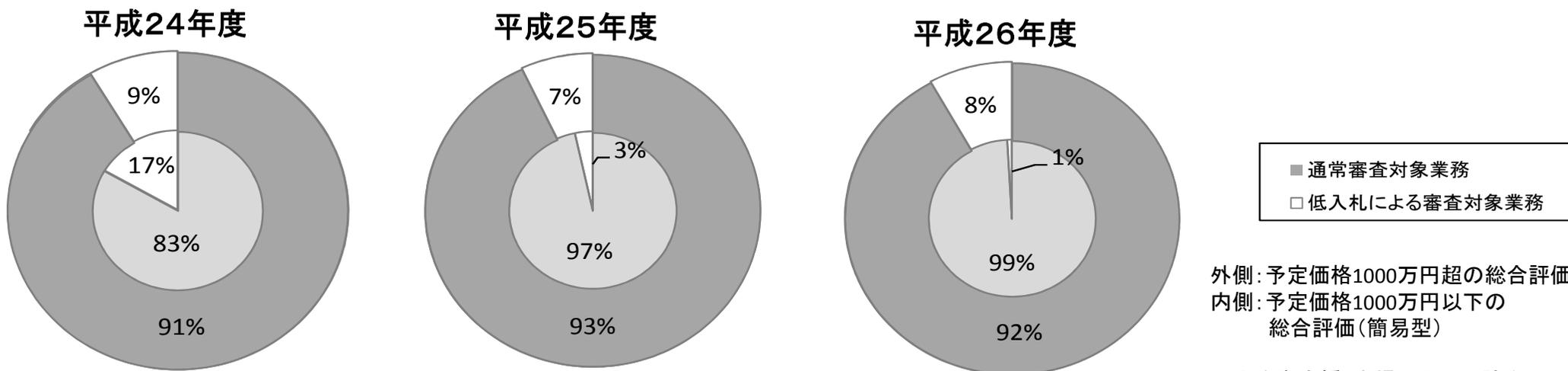
- ・予定価格1,000万円以下の総合評価落札方式(簡易型)について、調査基準価格相当額を設定し、「履行確実性の評価」を実施。
- ・予定価格1,000万円以下の価格競争は調査基準価格相当額を設けて、更なる品質確保対策を実施。

区 分		履行確実性の評価	低入札価格調査	更なる品質確保対策
総合評価 落札方式	① 予定価格: 1,000万円を超えるもの	対 象	対 象	対象外
	② 予定価格: 100万円を越え1,000万円以下 (標準型)	対象外	対象外	対 象
	③ 予定価格: 100万円を越え1,000万円以下 (簡易型、簡易(特別)型)	対 象	対象外	対 象
価格競争	④ 予定価格: 1,000万円を超えるもの	対象外	対 象	対 象
	⑤ 予定価格: 100万円を越え1,000万円以下	対象外	対象外	対 象

※随意契約(プロポーザル方式を含む)は、品質確保対策の対象外

## 【参考】総合評価落札方式(履行確実性の評価)の実績

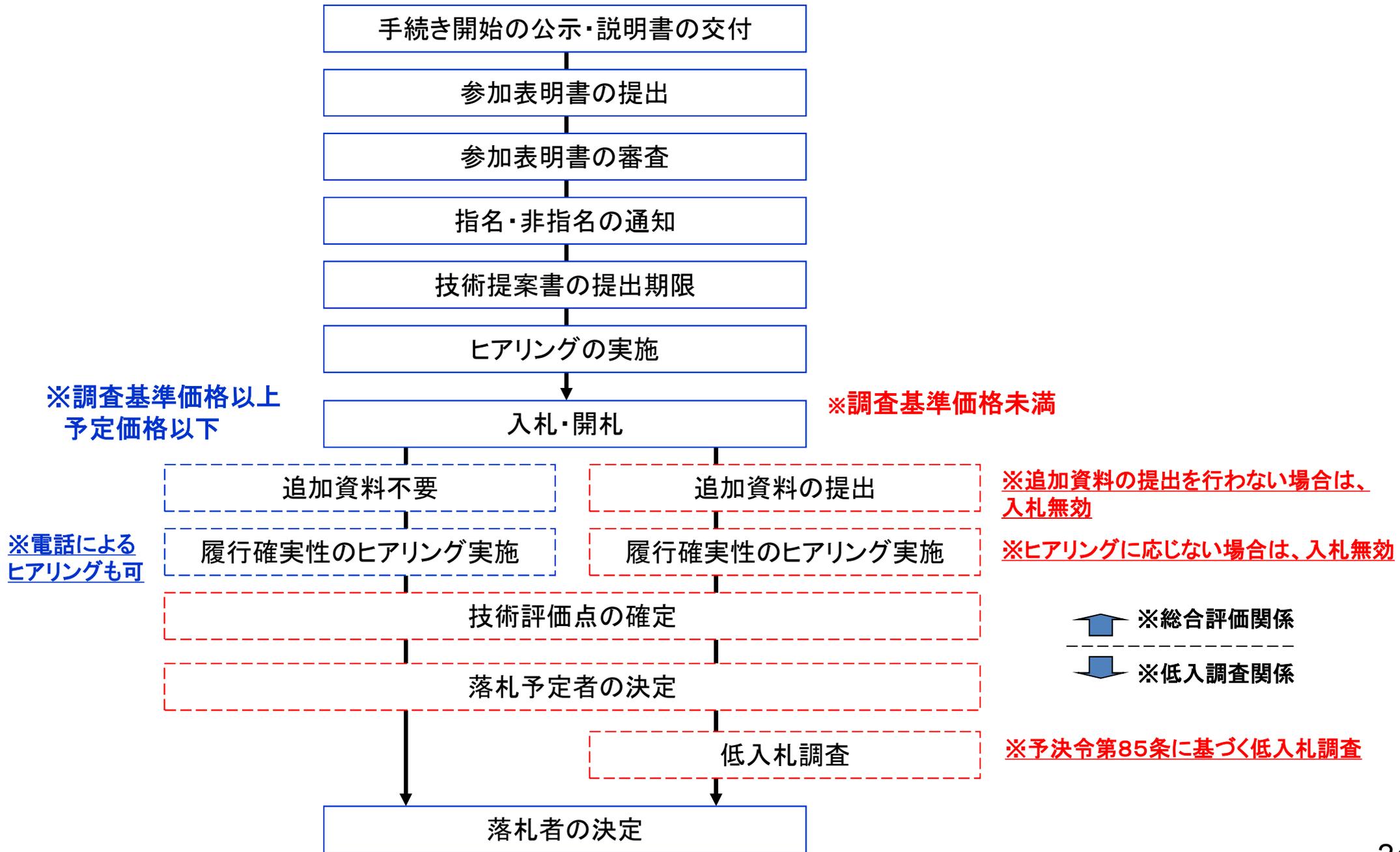
- ・約1割の業務が、調査基準価格(調査規準価格相当額)を下回る入札となっている。



※発注者支援(市場化テスト)除く

# 総合評価落札方式における技術提案の履行確実性審査について

## 1. 手続きフロー



# 総合評価落札方式における技術提案の履行確実性審査について

総合評価落札方式により行われる業務で予定価格が1,000万円を超える業務及び予定価格が1,000万円以下の簡易型、簡易(特別)型の業務において試行する。

2. 審査項目と内容 以下の4項目について「履行確実性」の審査を行う。

審査項目	審査内容	審査の目安	判定
① 業務内容に対応した費用が計上されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費等が費用額を確保しているかを審査する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容に応じて、全て必要額以上を確保している又は必要額を下回った費用についてはその理由が明確である。</li> </ul>	○ or ×
② 担当技術者に適正な報酬が支払われていることになっているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定技術者への適正な支払いが確保されているか</li> <li>・配置予定技術者の人工が適正であるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容に応じて、各々の技術者に支払われる報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っていても理由が明確である。</li> <li>・業務内容に応じて、人工が必要人工を確保している又は人工が必要人工を下回っているがその理由が明確である。</li> </ul>	○ or ×
③ 品質管理体制が確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか</li> <li>・照査予定技術者の人工は適正であるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容に応じて、各々の技術者に支払われる報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っていても理由が明確である。</li> <li>・業務内容に応じて、人工が必要人工を確保している又は人工が必要人工を下回っているがその理由が明確である。</li> </ul>	○ or ×
④ 再委託先への払いは適正か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託業務内容を再委託先が確認しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容に応じて、再委託の内容、金額が明確である。</li> </ul>	○ or ×

技術提案の履行確実性の評価  
(調査基準価格に満たない者)

# 総合評価落札方式における技術提案の履行確実性審査について

3. 評価方法 審査結果を基に履行確実性の評価を行い、評価に応じて「履行確実性」を付与する。

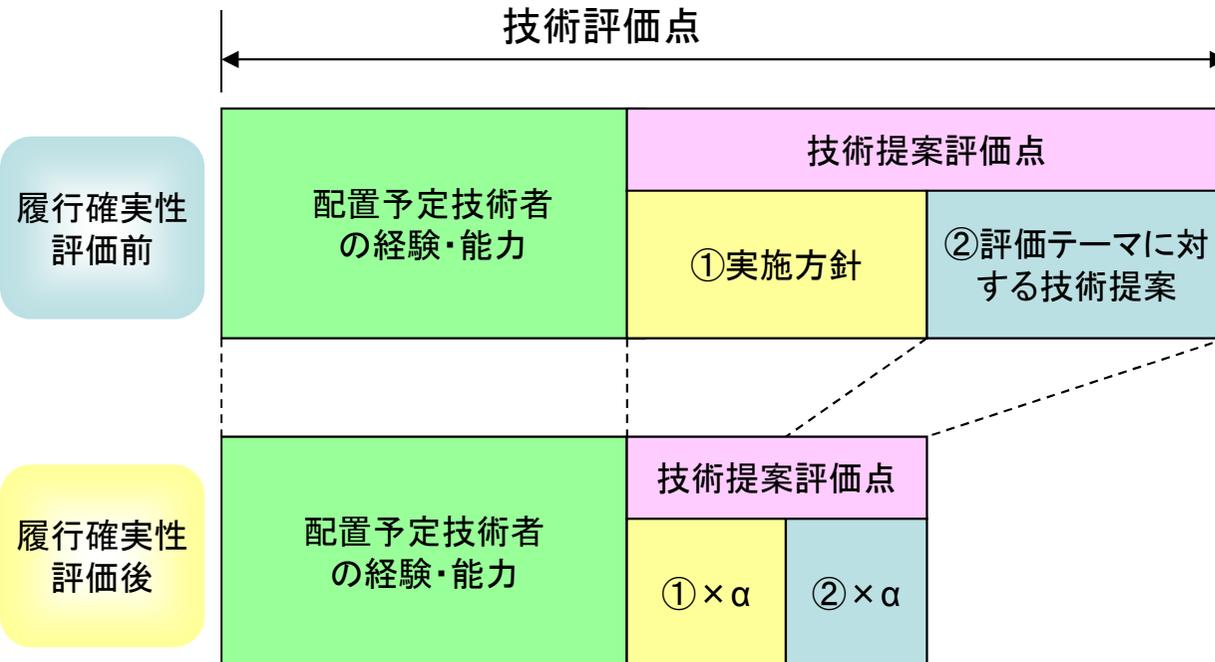
## 【総合評価点の算出方法】

$$\text{○総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

- 価格評価点と技術評価点の配分 = 1:1 ~ 1:3
- 技術評価点 = 60点
- 価格評価点 =  $20 \sim 60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

$$\begin{aligned} &\text{技術提案以外の評価点} \\ &+ \\ &\text{技術提案評価点} \times \text{履行確実性度} \end{aligned}$$

## 4. 技術評価点の算出イメージ



## 【履行確実性の審査】 (審査の観点)

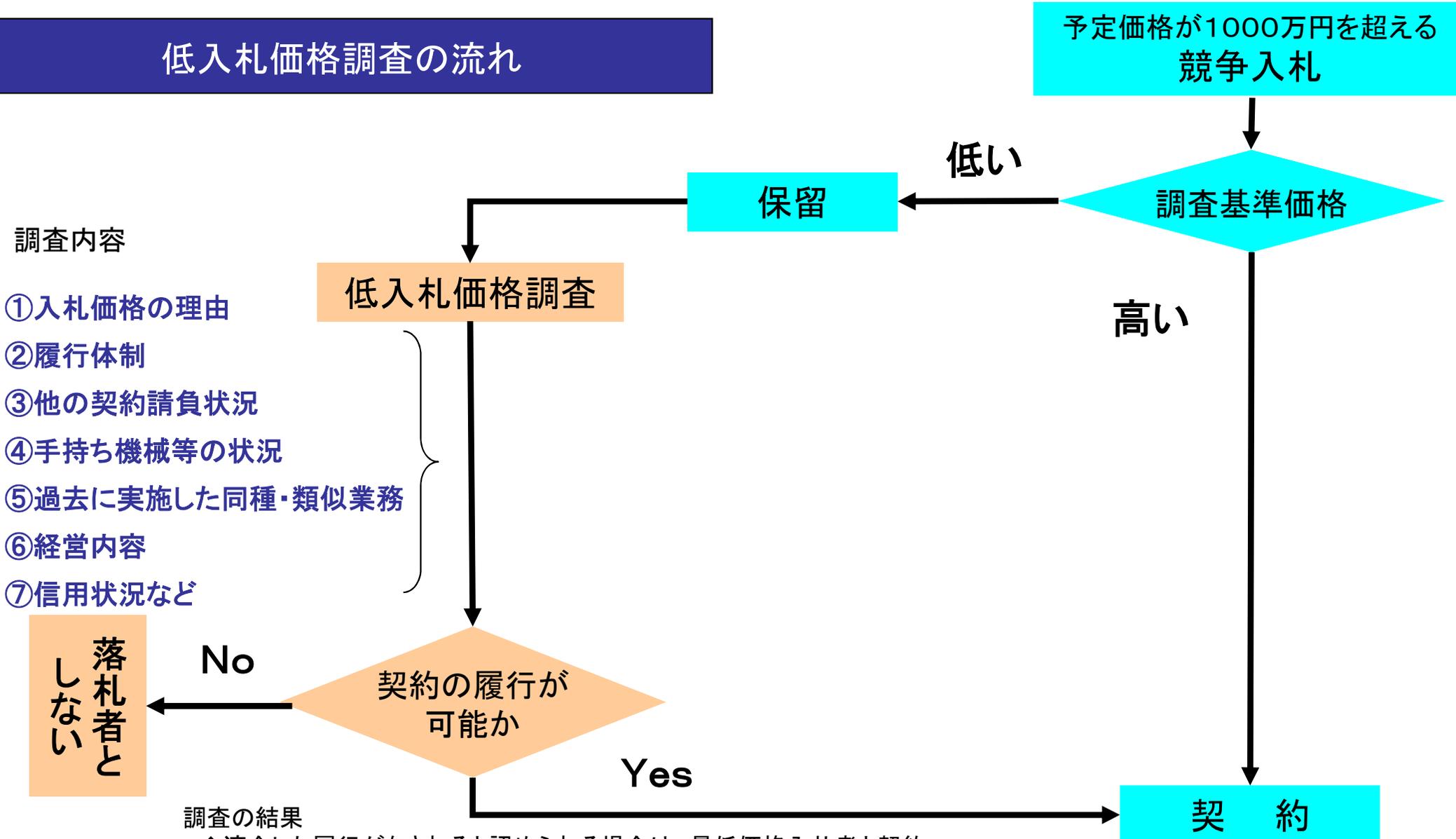
- ①業務内容に応じた必要経費の計上
- ②担当技術者に対する適正な支払の計上
- ③品質管理体制の確保
- ④再委託がある場合は適正な支払いの確認

「○」とした項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

注)「配置予定技術者の経験・能力」 配置予定技術者の資格・業務実績・成績・表彰等  
「技術提案評価点」 実施方針、評価テーマに対する技術提案に与えられる評価点

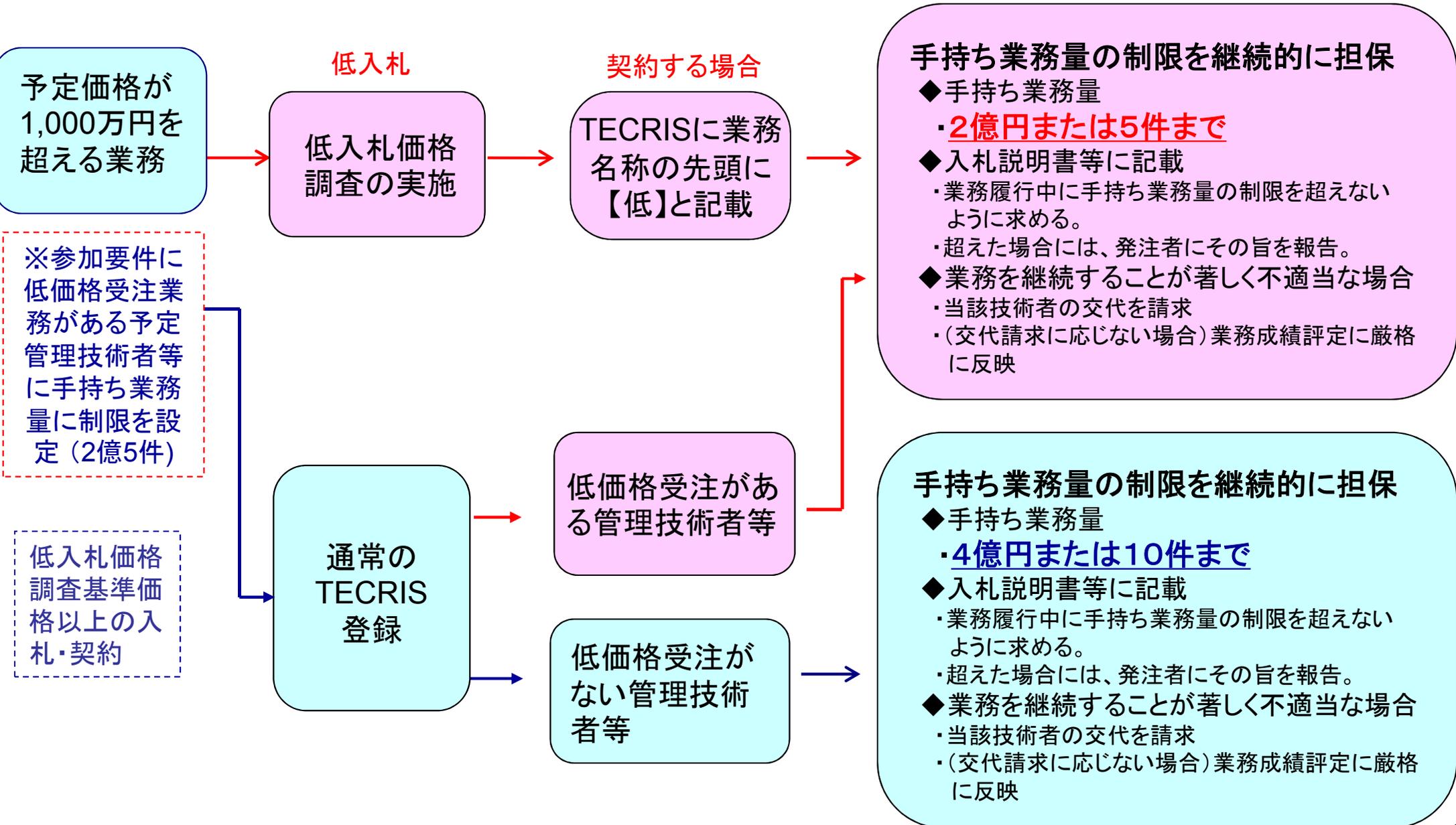
# コンサルタント業務等の低入札価格調査について

## 低入札価格調査の流れ



# 業務の低入札対策（管理技術者の手持ち業務量の制限等について）

## ●手持ち業務量の制限（平成21年10月13日手続き開始業務より適用）



# 更なる品質確保対策の流れについて (予定価格、予定調達額100万円を超える業務が対象)

総合評価落札方式

価格競争

入札

予定価格1,000万円以下の業務で低入が発生

予定価格1,000万円を超える業務で低入が発生

予定価格1,000万円以下の業務で低入が発生

低入札価格調査の実施

契約 ↓ 更なる品質確保対策の開始

計画書は契約締結日の翌日から7日以内に提出

第三者照査者に求める要件

- 前年度及び当該年度に成績評定点65点未満がないこと
- 前年度及び当該年度の当該受注業種において調査基準価格及び相当額を下回った受注実績がないこと
- 受注業種の実績が必要 港湾空港関係実績は不可

品質確保対策計画書の提出(第三者照査者含む)

計画書に不備有り(第三者照査者の未決定等)

計画書を受理

確約書を提出

計画書を受理

- 同一業種のお業務へ参加表明は出来るが、計画書が受理される迄の間、入札をすることは出来ない。(港湾空港関係業務は除く)
- 業務完了報告書提出時迄に計画書が提出されなければ業務成績評定点を10点減点する。

確約書を提出することで、業務の着手は可能となるが、新たに計画書が提出され、受理されるまでは上記制約が発生

同一業種に入札が可能

同一業種に入札が可能

業種毎の品質確保対策を実施

同一業種のお業務へ参加表明、入札が可能

# 更なる品質確保対策 調査基準価格相当額について

## 対象業務と調査基準価格相当額の設定

### ●対象業務

・国土交通省発注の建設コンサルタント業務等のうち、

①総合評価落札方式の予定価格が1,000万円以下の競争入札

②指名競争方式(1,000万円以下)

### ●調査基準価格相当額

下表の①から④までに掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を調査基準価格相当額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に <u>10分の4</u> を乗じて得た額	—
土木関係の 建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	<u>その他原価</u> の額に <u>10分の9</u> を乗じて得た額	<u>一般管理費等</u> の額に <u>10分の3</u> を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に <u>10分の9</u> を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に <u>10分の7.5</u> を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の4</u> を乗じて得た額
補償関係 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	<u>その他原価</u> の額に <u>10分の9</u> を乗じて得た額	<u>一般管理費等</u> の額に <u>10分の3</u> を乗じて得た額

※入札説明書を確認のこと。

# 更なる品質確保対策の試行

北陸地方整備局では、平成20年10月に「新たな品質確保対策」の試行を開始したところであるが、依然として低入札が続き、品質への影響が懸念されたため、「更なる品質確保対策」として、履行確認体制の強化、第三者照査の適用を拡大し、試行を継続中である。

## 【品質確保対策の内容】

業種名	H20.10.8新たな品質確保対策	H21.5.11更なる品質確保対策
土木コンサル	・照査のある業務に第三者照査を 実施	・ <b>全ての業務</b> に第三者照査を実施 ・ <b>全ての打ち合わせ</b> に管理技術者が立会 ・ <b>屋外業務時</b> に管理技術者が現場常駐
測量	・ 第三者機関による検定を実施 ・ 点検測量は、主任技術者が立会又は自ら実施	・ <b>全ての業務</b> に第三者照査を実施 ・ <b>全ての打ち合わせ</b> に主任技術者が立会 ・ <b>屋外業務時</b> に主任技術者が現場常駐 ・ 第三者機関による検定を実施
地質調査	・ 屋外調査時に主任技術者又は担当技術者を現場常駐	・ <b>全ての業務</b> に第三者照査を実施 ・ <b>全ての打ち合わせ</b> に主任技術者が立会 ・ <b>屋外業務時</b> に主任技術者が現場 常駐

## 2. 品質確保

# 設計成果の品質向上に向けた 業務改善への取り組み

## 【背景とこれまでの取り組みの方向性】

設計業務は設計・施工・管理の上流部分に位置し、公共工事の品質の確保を図る上で非常に重要な位置を占めている。

しかしながら、近年、設計ミスの発生などの設計業務の品質低下が指摘されているところであり、設計業務について、新たな品質確保の対策を検討してきたところである。

これまでの検討の結果をふまえた、取り組みの方向性は以下の通りである。

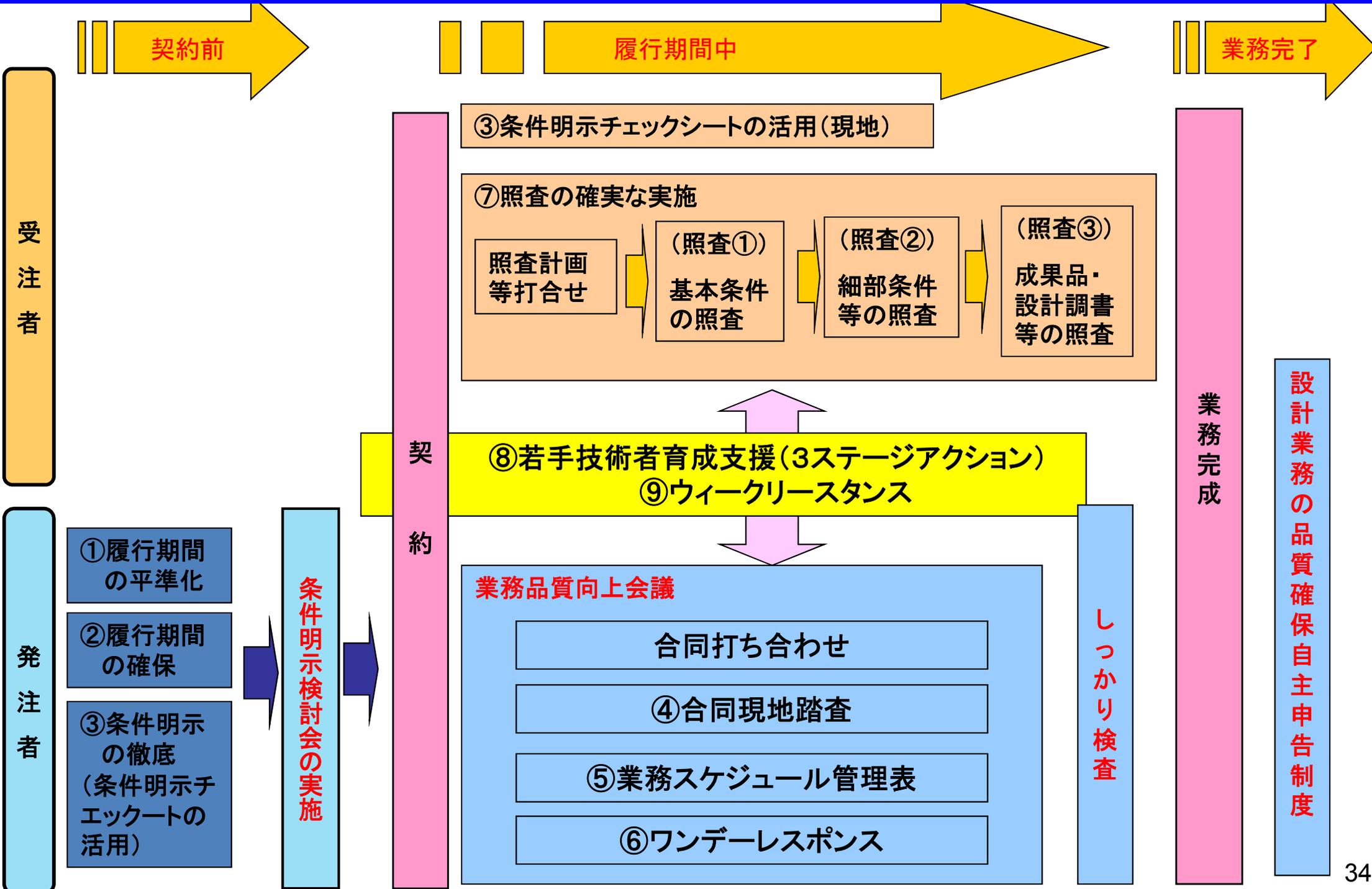
- 品質確保に関わる責任が曖昧なことが、業務品質の低下の一要因と考えられることから、受発注者の責任を明確にし、それぞれが、それぞれの役割を十分に果たす取り組みを充実させる。

（「検査技術基準」および「技術検査基準」の策定 等）

- 加えて、発注者は、受注者が責務を果たすための意識の向上、環境の整備を実施（履行期限の平準化、条件明示の徹底、確実な照査の実施 等）

- これらの取り組みを継続して実施するとともに、対象を拡大し、各種取り組みの定着を図る。

# 設計成果の品質向上に向けた業務改善への取り組み



## 1. 目的

- 適正な履行期間を確保した上で、測量、地質調査及び設計の一連の流れを踏まえ、計画的な業務発注(早期発注)に努め、履行期限が年度末に集中することを防ぐ。

⇒ 履行期限の年度末への集中を解消し、受注者の作業時間・照査時間の不足による不具合発生を回避する。

## 2. 実施内容

- 履行期間を平準化すべく、当該月に履行期限を迎える業務件数(比率)に数値目標を設定。

4月～12月                      25%以上      (4月～12月の合計)

1月～2月                        25%以上      (1月～2月の合計)

3月                                50%以下

(契約内容の変更等による履行期間の延長を妨げないが、目標値を達成すべく適切な工程管理に努めること)

## 3. 対象

- 全ての業務(測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント業務)を対象とする。  
ただし、発注者支援業務等や環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外。

## 1. 目的

- 発注者の条件明示の遅延等による履行期間の圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果の品質確保を図る。

## 2. 実施内容

- 詳細設計業務発注時において、発注者が必要な設計条件等を確認するためのツールとして、**条件明示チェックシート(案)を活用**

- ・ 未確定の設計条件については、条件確定の予定時期や協議の進捗状況等を条件明示チェックシート(案)に記載し、詳細設計業務の受注者に提示
- ・ 受注者は、発注者から受け取った条件明示チェックシート(案)を業務スケジュール管理表に反映し運用

### 条件明示チェックシート(案)の確認項目

- ① 適正な履行期間の確保及び履行期限の設定の確認
- ② 基本的な設計条件・計画条件等の確認
- ③ 関係機関との調整事項、協議の進捗状況等の確認
- ④ 貸与資料(測量・地質・予備設計成果等)の確認
- ⑤ その他(事業間連携、コスト縮減、環境対策等の確認)

- **平成24年度から一部の詳細設計業務を対象に試行開始、平成25年度は適用工種を拡大し試行を継続。**

H25年度 対象工種 : 道路詳細設計(平面交差点を含む)、橋梁詳細設計、樋門・樋管詳細設計、  
築堤護岸詳細設計、山岳トンネル詳細設計、共同溝詳細設計

- **平成26年度からは対象を拡大し、砂防詳細設計についても実施予定**

➡ **適切な時期に設計条件を受注者に提示し、発注者の責任を確実に履行**

## 3. 体制

- 確実な条件明示のための体制として、「**設計業務の条件明示検討会(仮称)**」を開催<sup>※</sup>し、明示すべき設計条件について、設計図書に確実に反映できているかを副所長以下の複数の視点で確認

<sup>※</sup>検討会の開催が有効と判断される業務において開催

〔開催時期〕 詳細設計業務発注の決裁前に実施

〔確認体制〕 副所長、発注担当課長、調査職員等

〔準備資料〕 条件明示チェックシート(案)、設計図書(特記仕様書他) 等

### 1. 目的

- ・受発注者が合同で現地踏査を行い、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報等を確認。  
⇒ **設計方針・情報等を関係者が共有することで、設計成果の品質向上を図る。**

### 2. 実施内容

#### ■概要

設計に際し留意すべき現地の情報や状況を関係者が一同に会し共有することにより、現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。

[事例] 設計条件、施工の留意点、関連事業の進捗、用地取得状況、進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路 等

#### ■実施体制

受注者 (管理技術者)

発注者 (主任調査員または調査職員、 工事監督者または主任監督員と見込まれる者)

#### ■留意点

- ・業務内容に応じて、合同現地踏査への「参加者の選定」と「適切な開催時期の設定」を行う。
- ・受発注者間で事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。
- ・実施後は、実施内容について記録等し、受発注者間で情報共有を徹底すること。

### 3. 対象

- ・重要構造物に関する詳細設計業務について原則実施。  
その他の設計業務についても、合同現地踏査が有効な業務については積極的に実施。  
なお、受発注者協議により、複数回実施することも可能。

## 目的

○現地の詳細状況や制約条件等を設計等に反映。

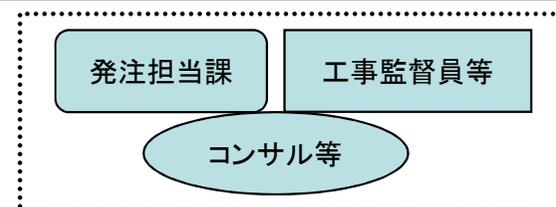
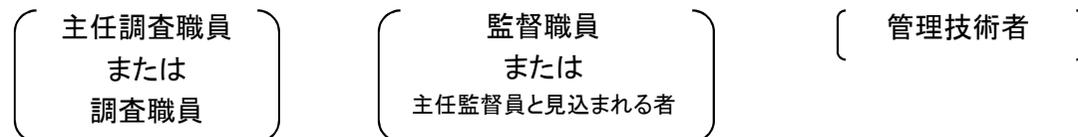
## 概要

○設計に際し留意すべき各種現地の情報や状況を関係者が一同に会し共有する事により、現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。

事例：設計条件、施工の留意点、関連事業や計画の進捗、用地取得状況、  
進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路等

## 実施体制

○業務発注担当課＋工事監督者等＋受注者(コンサル等)



発注担当課とは、主任調査職員または調査職員、受注者とは、管理技術者  
また、工事監督員等は、当該業務に関連のある事業箇所の監督職員、  
事業箇所の監督職員が未定の場合は、主任監督員として見込まれる者等をいう。



## その他

○業務内容に応じて、「参加者の選定」と「適切な開催時期」を検討する。

○事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。実施後は、実施内容について記録等をし、受発注者間での情報共有を徹底する。

(事例：議事録、合同現地踏査時の情報を平面図に落とし、参考資料として成果に添付するなど)

## 1. 目的

受発注者の役割分担を明確にし、懸案事項および業務スケジュールを受発者で共有し、円滑な業務の実施を図る。

## 2. 実施内容

### ■ 概要

- ・業務の着手段階及び打合せ実施時において、発注者の判断・指示が必要とされる事項について協議し、役割分担、着手日及び回答期限を業務スケジュール管理表に明記し、適切に業務のスケジュール管理する。 **※H27.3月より、様式を改正  
(H27.7月より、さらなる見直し)**

### ■ 留意点

- ・業務スケジュール管理表は受注者が作成(管理)することを原則とし、負担軽減のため、業務内容に応じて「様式の簡素化や自由度の向上」を図る。→利用しやすい様式とする。
- ・履行期間や契約内容の変更が必要となった場合には、適切な履行期間の確保を図る。
- ・必要に応じ繰越処理を行う場合にも、業務スケジュール管理表を活用。

## 3. 対象

- ・全ての詳細設計業務において、原則実施する。ただし、懸案事項等が少なく、通常の工程表による管理のみで円滑に業務を進めることが出来る場合は対象外。

# (参考) 業務スケジュールの適切な管理

設計業務等における受発注者のコミュニケーション円滑に係る取組について

## 目的

○受発注者双方が役割分担を明確化し、進捗状況を共有することで適切に工程を管理。

## 概要

○受注者は、契約後速やかに業務スケジュール管理表(以下管理表)を作成、発注者の承諾を得る。

管理表の記載項目例(作業内容、工程、発注者が行うべき※条件明示内容、受発注者の検討期限等)

○発注者は管理表に記載された設計条件に関する質問等に迅速に対応し、回答待ちによる作業時間・照査時間の短縮を防ぎ、適切な業務の実施に努める。

※条件を明示する前提条件として、「設計が進捗しなければ判断できない項目」、「関係者との協議が必要な項目」もあることから、あらかじめ当該項目については明示可能な時期等を受注者と合意しておく事も必要。

## 実施体制

○業務発注担当課＋受注者(コンサル等)



## その他

○受注者は、管理表を業務進捗にあわせ常時最新の情報に更新する。

○管理表の様式は過度に複雑化せず受発注者双方が利用しやすい様式とする。

コンサルタント業務の生産性の向上のため、業務を円滑に進め、効率化する一つの手法として、スケジュール管理は重要な項目であり、業務スケジュール管理表は効果的と認識している。特に、適切な工期の確保、年度末工期の集中回避などについて、受・発注者が業務スケジュールを共有するとともに相互にスケジュール管理することを通じて、対応、改善が期待されている。しかしながら、業務スケジュール管理表を作成すること自体が目的化しては、かえって、業務効率化に反する恐れもある。

一方、将来の土木建設関係の担い手確保のため魅力ある産業とするための業務環境の改善は喫緊の課題であることは論をまたない。特に、技術者の週休2日の完全実施、残業縮減等は現場環境の改善に大きく寄与するものである。

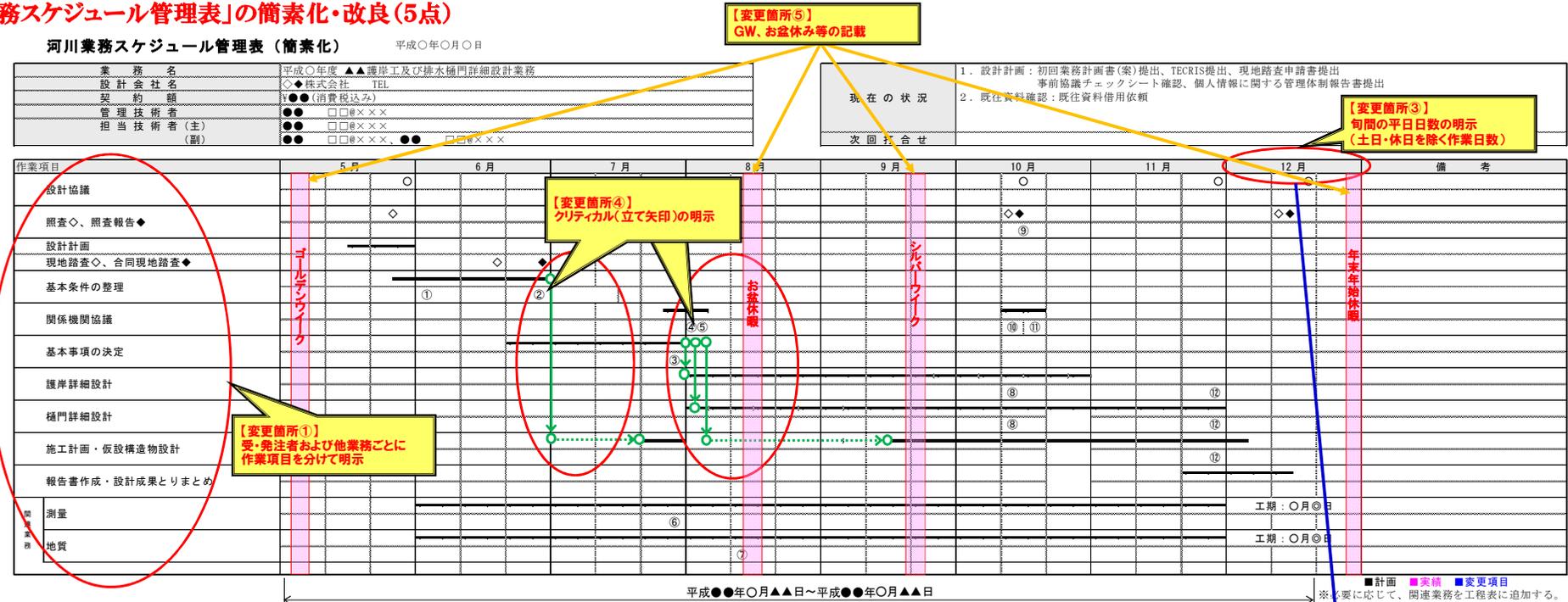
そのため、今回、業務スケジュール管理表を簡素化するとともに、改良することにより、より一層、適切な工期の確保、さらには技術者の週休二日の確保等につなげていきたい。

- |      |   |
|------|---|
| 簡素化→ | <ul style="list-style-type: none"><li>・建設コンサルタント協会北陸支部からの提案をもとに、表の簡素化(H.27.3～)</li><li>・バーチャートと表を一体化することにより、更なる簡素化(H.27.8～予定)</li></ul>   |
| 改良→  | <ul style="list-style-type: none"><li>・受注者、発注者、他業務に分けバーチャートを作成(相互の時間的關係)</li><li>・バーチャートにタスクとタスクを結ぶクリティカル(立て矢印)を明示<br/>(クリティカルに影響する場合、工期延期(繰越含む)を検討)</li><li>・バーチャートの暦の旬に土日、休日を除いた作業日数を明示<br/>(週休2日を見込んだスケジュール管理の徹底に活用)</li></ul> |

# 業務の生産性向上 スケジュール管理表の簡素化・改良（試行）2

## 従前のスケジュール管理表の改良ポイント

### 「業務スケジュール管理表」の簡素化・改良(5点)



番号	作業事項 ※工程上、クリティカルとなる事項(タスク)	作業事項解決のための受発注者の役割(項目や提出期限などを記載)(赤:未解決、黒:解決済み)					
		発注者側			受注者側		
		内容	期限	完了日	内容	期限	完了日
①	基本条件の整理	既往成果等の貸与		6月初旬			
②	現状の問題・課題整理	巡視点検結果の貸与		6月初旬			
③	基本(設計・施工)条件確認				基本条件、問題・課題、追加調査項目の提示	6月下旬	
④	基本事項の決定				基本事項検討結果の提示	7月下旬	
⑤	関係機関協議	協議の実施		8月上旬	協議資料の提示	7月下旬	
⑥	詳細設計	協議結果の提示		8月中旬			
⑦	測量	測量成果の貸与		7月下旬			
⑧	地質	地質成果の貸与		8月中旬			
⑨	詳細設計中間成果確認				細部条件・各種検討結果の提示	10月中旬	
⑩	照査報告				照査報告書の提示	10月中旬	
⑪	関係機関協議				構造物条件資料の提示	10月中旬	
⑫	詳細設計中間成果、施工計画確認	協議結果の提示		10月中旬			
⑬					各種構造物設計結果、施工計画検討の提示	11月下旬	

**【変更箇所②】**  
タスク事項表の削除  
⇒ 上記バーチャートにタスクを記載

<表示例>

11月		12月		
中旬	下旬	中旬	下旬	下旬
8	5	8	6	5
			○	
			◇◆	
				年末年始休暇

# 業務の生産性向上 スケジュール管理表の簡素化・改良（試行）3

## 簡素化・改良したスケジュール管理表のイメージ

河川業務スケジュール管理表 改良（案） 平成〇年〇月〇日

※業務スケジュール管理表のイメージ

業務名	平成〇年度 ▲▲護岸工及び排水樋門詳細設計業務
受注者	◇◆株式会社 TEL
契約額	▽●●(消費税込み)
管理技術者	●● □□@×××
担当技術者(主)	●● □□@×××
担当技術者(副)	●● □□@××× ●● □□@×××

現在の状況	1. 設計計画：初回業務計画書(案)提出、TECRIS提出、現地踏査申請書提出 事前協議チェックシート確認、個人情報に関する管理体制報告書提出
次回打合せ	2. 既往資料確認：既往資料借用依頼

作業項目	5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			備考
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬													
関連業務																									
測量	G																							工期：〇月〇日	
地質	W																							工期：〇月〇日	

受注者	照査◇、照査報告◆																							
	設計計画、現地踏査◇、合同現地踏査◆																							
	基本条件の整理																							
	関係機関協議資料の作成																							
	基本事項の決定	G																						
	護岸詳細設計	W																						
	樋門詳細設計																							
	施工計画・仮設構造物設計																							
	報告書作成・設計成果とりまとめ																							

発注者・受注者	設計協議																							
	合同現地踏査	G																						
	関係機関協議（受発注者合同）	W																						
	工事連携会議（三者会議）																							

発注者	基本条件の整理																							
	既往成果等の貸与																							
	条件明示チェックシートの貸与																							
	測量成果の貸与																							
	地質成果の貸与	G																						
	現状の問題・課題整理	W																						
	巡視点検結果の貸与																							
	関係機関協議（発注者単独）																							
	協議の実施																							

凡例 上段:計画工程 下段:実施工程  
 〇◇ クリティカルパス  
 〇◇

ウィークリー・スタンス (対象:〇・×)		
月曜日	依頼の期限日としない【マンディ・ノービロド】	×
水曜日	定時の帰宅に心がける【ウェンズデイ・ホーム】	○
金曜日	業務の依頼日としない【フライデイ・ノーリクエスト】	×

### 1. 目的

- ・受注者からの設計条件に関する質問・協議に迅速に対応することで、円滑な業務の進捗を図る。

### 2. 実施内容

#### ■概要

- ・業務履行中に受注者より設計条件等に関する質問・協議があった場合には、その日のうちに回答することを原則とし、回答に検討期間を要する場合には、受注者に優先順位や重要度を確認した上で、適切な回答期限を設定し、確実に回答を行う。

#### ■留意点

- ・回答期限を超過する場合は、新たな回答期限の連絡を徹底する。
- ・回答に重要な判断を必要とする場合は、事務所内の統一見解を確認する等、回答内容の正確性を重視する。

### 3. 対象

- ・H23、H24： 全ての詳細設計業務において、原則実施。
- ・H25～ : **全ての測量業務、地質調査業務、土木関係コンサルタント業務に対象を拡大。**

## 目的

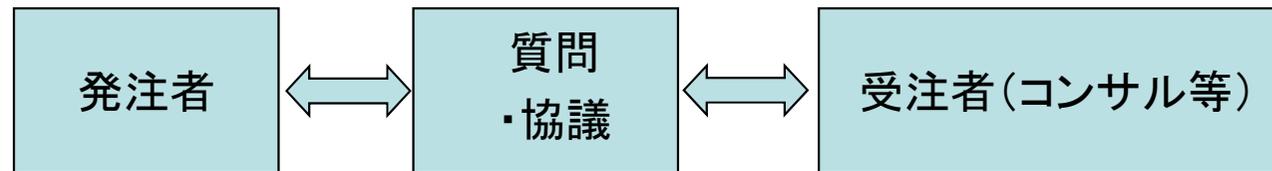
○業務実施中に受注者より設計上検討に関する質問・協議があった際に回答。

## 概要

- 業務実施中に受注者より設計上検討に関する質問・協議があった場合には、その日に回答することを原則とする。
- なお、回答に検討期間を要する場合は、回答が可能な日を受注者に通知する。
- ※質問・協議に対する回答については、主任調査職員等による書面で行う。

## 実施体制

○業務発注担当課＋受注者(コンサル等)



## その他

○受注者は、業務進捗に合わせて、適切な時期に質問・協議を行う。

※質問・協議事項の優先順位や重要度を示した上で、検討期間も踏まえた適切な時期に質問・協議を行うこととする。

## 1. 目的

- ・設計照査を有効に活用し、業務成果の品質向上を図る。

## 2. 実施内容

- ①「詳細設計照査要領」の義務付け（H7～ 詳細設計業務 8工種）  
基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき実施することを特記仕様書にて義務付け  
照査内容の統一を図ることで成果品の品質を確保。  
⇒ 詳細設計照査要領については、**現行技術基準への対応等の見直しを検討中**
- ②照査期間の確保（H23.12～）  
業務着手段階において、照査の実施時期・必要期間を受発注者で協議し、着手日・期限を  
定めて業務管理スケジュール表等に明示。（照査期間に配慮した工程管理を実施）
- ③照査技術者自身による照査報告（H23.12～）  
成果品納入時に、照査技術者自身による照査報告を原則とすることで受注者の意識を向上。  
（必要に応じて、成果品納入時以外でも照査報告の実施が可能）

## 3. 対象

- ① ⇒ 詳細設計業務8工種※      ②③ ⇒ 全ての詳細設計業務において原則実施。

※（詳細設計業務 8工種）

- ①樋門・樋管詳細設計、②排水機場詳細設計、③築堤護岸詳細設計、
- ④道路詳細設計（平面交差点、小 構造物を含む）、⑤橋梁詳細設計（鋼橋・コンクリート橋）、
- ⑥山岳トンネル詳細設計（換気検討を含む）、⑦共同溝詳細設計、⑧仮設構造物詳細設計

## 2. 品質確保

# 国土交通省登録技術者資格の 活用について

# 国土交通省登録技術者資格の適用について

## 【背景】

- 老朽化施設の増加と維持管理に関する法令等の整備に伴い、今後点検・診断等の業務の増加が見込まれる
- 業務発注時に、特に市町村において技術者の資格が十分活用されていない
- 平成26年6月改正の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、資格等による適切な能力の評価が規定

## 【検討】

—登録資格の活用の方向性を検討—

### 1. 業務成績と資格保有の関係分析

国家資格 > 民間資格(専門分野) > 民間資格(その他分野)

### 2. 評価の順位付けの検討

①国家資格 ②登録資格※1 ③民間資格(その他)※2

### 3. 運用ガイドラインへの反映の検討

- 管理技術者は、「選定・指名段階」「特定・入札段階」で「原則として設定」
- 担当技術者は、「特定・入札段階」で「原則として設定」

※1 登録資格 : 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程に基づき、登録される民間資格。付与される民間資格の最小区分。

※2 民間資格(その他) : 民間資格のうち、登録資格を除いた資格。

## 【決定】

国土交通省が業務内容に応じて必要となる知識・技術を登録要件として明確化し、登録要件等に適合すると評価された民間資格を登録する登録規程を国土交通大臣が告示。

平成26年11月28日登録規程告示  
(平成26年国土交通省告示第1107号)

## 【対応】

平成26年11月28日登録規程告示(平成26年国土交通省告示第1107号)により、技術者資格登録簿に登録された資格について積極的に活用することで品質を確保。

## 【運用】

平成27年度から、国土交通省登録技術者資格の登録制度の対象業務(点検・診断・補修設計)については、管理技術者及び担当技術者の資格を、「選定・指名段階」並びに「特定・入札段階」において、適切に評価すべく評価のウェイト等に反映。

# 国土交通省登録技術者資格の適用について

## 登録規程に位置付けた施設分野-業務-知識・技術を求める者

施設分野 業務	道路			砂防			海岸	港湾	空港	都市公園
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	港湾施設	空港施設	公園施設(遊具)
点検	■	■	■	□	□	□	□	□	□	■
診断	■	■	■	□	□	□	□	□	□	■
補修設計								□	□	

知識・技術を求める者: □ 管理技術者      注) 本表以外に港湾施設における「計画策定」の業務がある。  
 ■ 担当技術者  
 ■ 管理技術者と担当技術者の両者

平成26年11月28日登録規程 告示

## ●従来(～平成26年度)

※総合評価(1:1)の場合

資格	選定・指名段階		特定・入札段階	
	管理技術者	担当技術者	管理技術者	担当技術者
①国家資格 ・技術士 ・博士	5	—	3	2
②民間資格 ・RCCM ・地質調査技士 (地質調査分野に適用) ・土木学会認定技術者【特別上級、上級、一級】 (土木関係分野に適用) ・コンクリート診断士 (コンクリート構造物の維持・修繕に適用) ・土木鋼構造診断士 (鋼構造物の維持・修繕に適用) など	3	—	2	1
③上記②以外	指名しない	—	欠格	0



## ●改正(平成27年度～)

※総合評価(1:1)の場合

資格	選定・指名段階		特定・入札段階	
	管理技術者	担当技術者	管理技術者	担当技術者
①国家資格 ・技術士 ・博士	5	—	3	2
②国土交通省登録資格 【例】 ・RCCM(鋼構造及びコンクリート) (鋼橋及びコンクリート橋の点検・診断に適用) ・上級土木技術者(橋梁)コースB (鋼橋及びコンクリート橋の点検・診断に適用) ・道路橋点検士 (鋼橋及びコンクリート橋の点検に適用) ・一級構造物診断士 (鋼橋及びコンクリート橋の点検に適用) ・コンクリート構造診断士 (コンクリート橋の点検・診断に適用) ・プレストレスコンクリート技士 (コンクリート橋の点検に適用) など(全10施設分野)	3	—	2	2
③上記②以外の民間資格	1	—	1	1
④上記③以外	指名しない	—	欠格	0

# 技術者資格登録簿(国交省HPより一部抜粋)

## 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録(第1回登録:平成27年1月26日)された資格の一覧です。

○この告示に基づく資格登録制度は、公共工事に関する調査(点検及び診断を含む。)及び設計等に関し、品質の確保と技術者の育成及び活用の促進を図ることを目的として創設されたもので、登録申請のあった資格について、上記の告示で定めた必要な知識・技術等に関する要件をすべて満たしていることが申請書類において確認された資格を登録したものです。

○国土交通省としては、この趣旨を踏まえ、登録された資格の積極的な活用を期待しております。なお、今回の登録は、登録されていない資格について活用をただちに妨げる趣旨ではないことも併せてご理解いただき、各発注機関においては、業務の発注要件の設定等にあたり、配慮をお願いいたします。

(参考)建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン(平成27年1月一部改正)

登録年月日	登録番号 (品確技資第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を求める者		
平成27年1月26日	第1号	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	砂防設備	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大島 一哉 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
平成27年1月26日	第2号	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大島 一哉 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
平成27年1月26日	第3号	地すべり防止工事士	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 奥山 和彦 東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階
平成27年1月26日	第4号	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大島 一哉 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
平成27年1月26日	第5号	海洋・港湾構造物維持管理士	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 川島 毅 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F
平成27年1月26日	第6号	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大島 一哉 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
平成27年1月26日	第7号	上級土木技術者(流域・都市)コースA	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 磯部 雅彦 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成27年1月26日	第8号	上級土木技術者(海岸・海洋)コースB	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 磯部 雅彦 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成27年1月26日	第9号	道路橋点検士	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	一般財団法人橋梁調査会 伊藤 學 東京都文京区音羽2-10-2音羽NSビル8階	一般財団法人橋梁調査会 東京都文京区音羽2-10-2音羽NSビル8階
平成27年1月26日	第10号	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大島 一哉 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地

# 登録資格対象業務 入札説明書記載例(●●河川国道事務所管内トンネル点検業務)

2) 配置予定技術者の資格に対する要件は、以下のとおりとする。  
 以下のいずれかの資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ）（土地・建設産業局（旧総合政策局も含む。以下同じ）建設市場整備課）を受けている必要がある。  
 なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

① 予定管理技術者に求める資格  
 予定管理技術者が以下の要件を満たさない場合は、技術提案書の提出者として指名されない。

- ・技術士（総合技術監理部門－建設）
- ・技術士（建設部門）
- ・RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- ・土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)
- ・コンクリート診断士
- ・土木鋼構造診断士

② 予定担当技術者に求める資格  
 予定担当技術者については以下の要件を満たさない者でも配置可能であるが、技術評価点のウェイトは0点となる。

- ・技術士（総合技術監理部門－建設）
- ・技術士（建設部門）
- ・国土交通省登録技術者資格（施設分野：トンネル－業務：点検）
- ・RCCM（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- ・土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)
- ・コンクリート診断士
- ・土木鋼構造診断士

**登録規程に位置付けた施設分野-業務-知識・技術を求める者**

施設分野 業務	道路			砂防			海岸	港湾	空港	都市公園
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	港湾施設	空港施設	公園施設(遊具)
点検	■	■	■	□	□	□	□	□	□	■
診断	■	■	■	□	□	□	□	□	□	■
補修設計								□	□	

知識・技術を求める者: □ 管理技術者      ■ 担当技術者  
 ■ 管理技術者と担当技術者の両者

注)本表以外に港湾施設における「計画策定」の業務がある。

# 登録資格対象業務 入札説明書記載例(●●河川国道事務所管内トンネル点検業務)

(3) 技術評価点を算出するための基準

技術提案書の内容について、以下の評価項目、判断基準並びに評価のウエイトは以下のとおりとし、技術評価点を算出する。

1) 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		技術点	
		判断基準	管理技術者	担当技術者
予定技術者の経験及び能力	資格要件	(様式-2) 下記の順位で評価する。 ① 技術士資格(総合技術監理部門-建設又は建設部門)を有する。 ② RCCM 土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級) コンクリート診断士 土木鋼構造診断士 ③ ①②以外は欠格。	① 4 ② 2 ③ 欠格	
	担当技術者の資格	(様式-2) 下記の順位で評価する。 ① 技術士資格(総合技術監理部門-建設又は建設部門)を有する。 ② <u>国土交通省登録技術者資格(施設分野:トンネル-業務:点検)</u> ③ <u>RCCM(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者</u> 土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級) コンクリート診断士 土木鋼構造診断士 ④ ①~③以外は加点しない。		① 2 ② 2 ③ 1 ④ 加点しない

# テクリスの入力について

## 国土交通省登録技術者資格対象業務 受注者の皆様へのお願い

「国土交通省登録技術者資格」の活用状況等を効率的に把握するため、テクリスの完了登録時の業務キーワード及び業務概要について、以下の入力を行うようお願いします。

### 1. 業務キーワード

#### (1) 入力対象

入札説明書等において、配置予定技術者の要件に「国土交通省登録技術者資格」を記載する業務。

#### (2) 入力する内容

以下に示す登録資格に対応した業務キーワードを入力する。

業務キーワード	登録資格	
	施設分野	業務
資格・公園・点検	公園施設(遊具)	点検
資格・公園・診断		診断
資格・砂防・点検診断	砂防設備	点検・診断
資格・地すべり・点検診断	地すべり防止施設	点検・診断
資格・急傾斜地・点検診断	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断
資格・海岸・点検診断	海岸堤防等	点検・診断
資格・鋼橋・点検	橋梁(鋼橋)	点検
資格・鋼橋・診断		診断
資格・CO橋・点検	橋梁(コンクリート橋)	点検
資格・CO橋・診断		診断
資格・トンネル・点検	トンネル	点検
資格・トンネル・診断		診断
資格・港湾・維持管理計画	港湾施設	計画策定
資格・港湾・点検診断		点検・診断
資格・港湾・補修設計		設計
資格・空港・点検診断	空港施設	点検・診断
資格・空港・修繕設計		設計

#### (3) 留意点

上表に示す業務キーワードを、(1)以外の業務で入力しないこと。

# テクリスの入力について

## 2. 業務概要

登録資格の保有者を入札説明書等に定める「資格が対象とする区分」に合致するものとして配置する場合、

**資格名** **資格保有者氏名** の入力を行う。

### <留意点>

○「管理技術者を対象とする登録資格の保有者」を担当技術者に配置する場合など、登録資格の対象と配置対象が一致しないときは記載しない。

○プロポーザル方式、総合評価落札方式の参加表明書等において、配置予定技術者が登録資格を保有していることを記載していない場合であっても、登録資格を保有していれば記載する。

○登録資格以外の資格(技術士等)の保有者は記載しない。

### 【登録画面での記載例】

本業務は\*\*事務所管内の\*\*橋の橋梁定期点検を行ったものである。点検は橋梁定期点検要領(案)に準拠した。

道路橋点検士 国土太郎

一級構造物診断士 道守コース 国土花子

### 【登録内容確認書での表示例】

業務概要

本業務は\*\*事務所管内の\*\*橋の橋梁定期点検を行ったものである。点検は橋梁定期点検要領に準拠した。道路橋点検士 国土太郎 一級構造物診断士 道守コース 国土花子

※登録内容確認書では、改行されないため留意すること

## 3. その他

本件は、**平成27年11月1日以降に完了する業務から適用**する。

※適用日前に完了する該当業務がある場合は、調査職員へ相談すること。

## 2. 品質確保

共通仕様書改訂に伴う  
担当技術者の登録人数について

# 共通仕様書改訂に伴う担当技術者の登録人数について

若手技術者等の実務経験機会の増加や早期登用を促進させるため、各業務の担当技術者の配置人数を拡大(3名⇒8名)



H27年度より運用

## 【従来(～H26)】

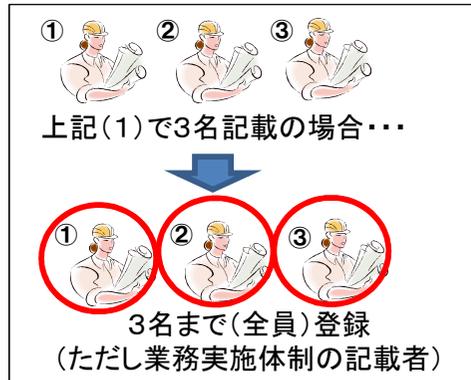
(1) 技術提案書(参加表明書)の業務実施体制記載可能人数



(2) 評価人数



(3) テクリス登録



(4) 成績評定表



## 【改訂:H27.4.1以降履行の業務】

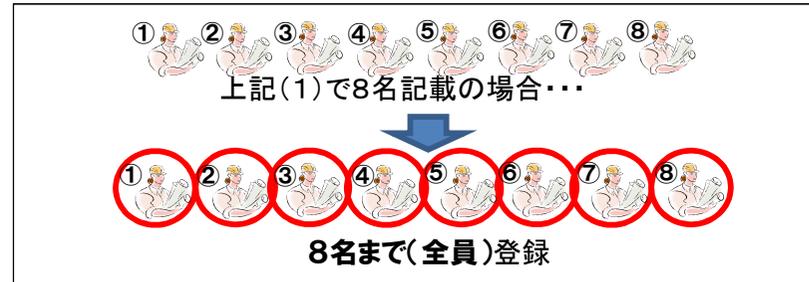
(1) 技術提案書(参加表明書)の業務実施体制記載可能人数



(2) 評価人数



(3) テクリス登録



(4) 成績評定表



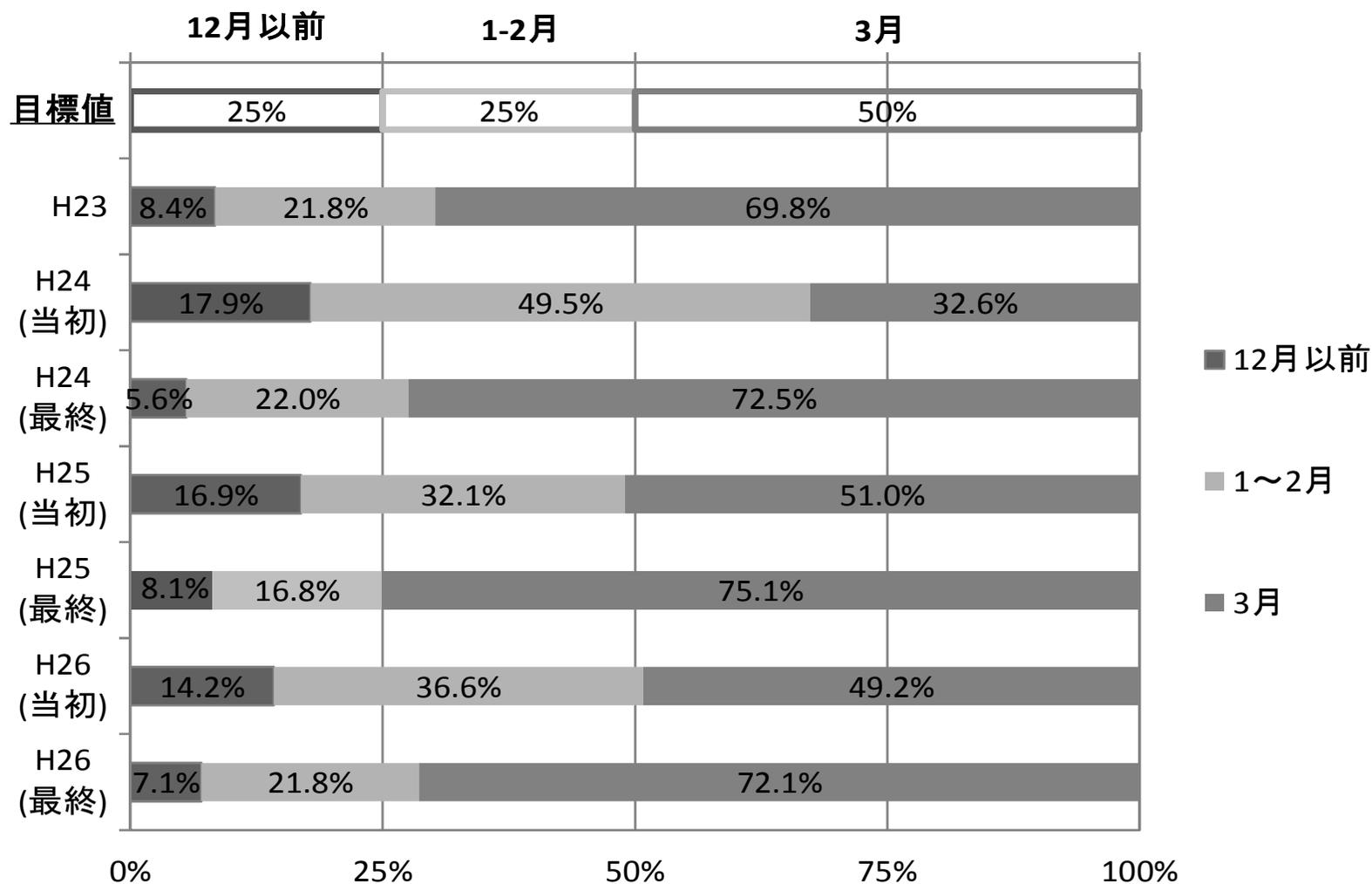
### 3. 生産性向上

適切な工期設定、  
繰越制度、国債事例

# 履行期限の平準化(北陸地整実績)

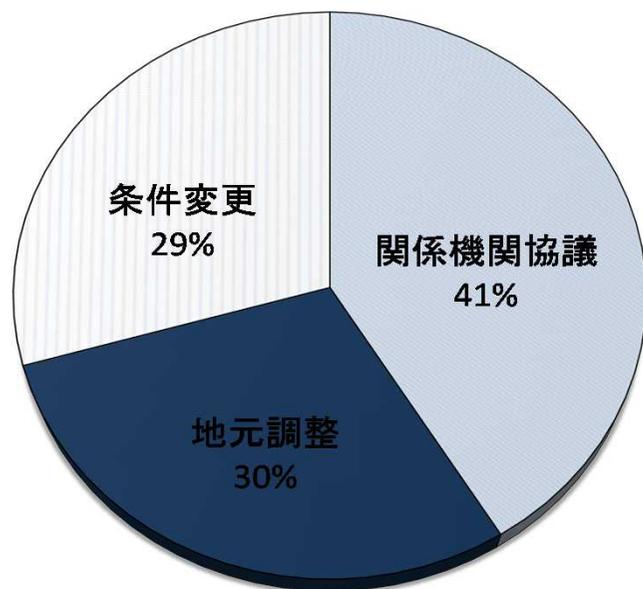
全ての設計業務を対象に、対象業務の必要履行期間の確保に留意するとともに、履行期限が年度末に集中することのないように履行期限の平準化に取り組んだ。  
 3月末を工期の件数を50%以下とする計画としていたが、補正予算の切れ目の無い執行を進める必要から、業務内容の大幅な追加変更結果、H26年度は72%となった。

## H23~26 履行期限の平準化

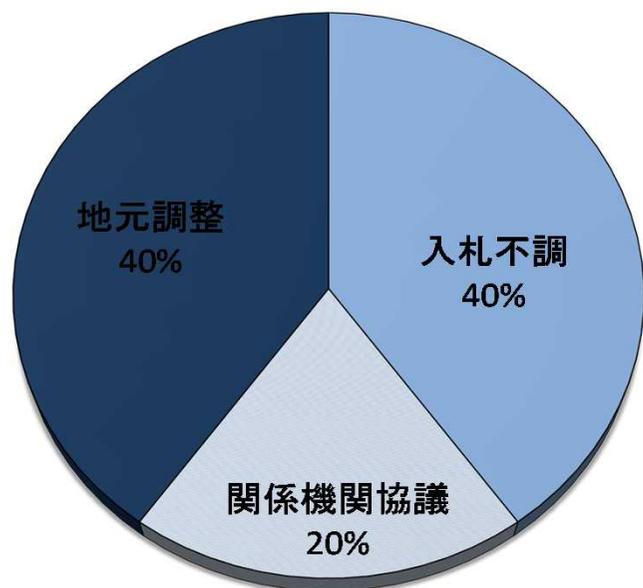


# 平成26年度 土木コンサル業務の繰越実態

繰越【工期変更】(17件)



翌債【新規発注】(5件)



繰越【工期変更】(17件)

繰越理由 (下記の理由により不足の日数を要したため)			
関係機関協議	1	計画 エ	将来道路網の新たな指標による変更
	2	計画 エ	流路工の補強対策工法
	3	設計 イ	地質調査
	4	計画 エ	第三者委員会の要請による、追加調査の実施
	5	計画 キ	関連業務が実験パターン追加により遅延
	6	計画 エ	第三者委員会の要請による模型パターン追加
	7	計画 エ	第三者機関の要請による調査方法の変更
地元調整	1	計画 キ	関連業務が地元調整難航
	2	計画 ア	境界の位置
	3	計画 エ	地元要望による道路中央線見直しによる変更
	4	計画 キ	関連工事の地元調整難航
	5	計画 エ	地元要望による兼用道路の幅員見直し
条件変更	1	計画 エ	第三者委員会の要望による試験・検討の追加
	2	計画 キ	想定と異なる地質条件による追加調査
	3	計画 エ	消雪井戸の位置
	4	計画 エ	支障物の存在判明による仮設方法の見直し
	5	設計 イ	軟弱地盤によるボーリング調査箇所追加

翌債【新規発注】(5件)

繰越理由 (下記の理由により不足の日数を要したため)			
関係機関協議	1	計画 エ	集中豪雨による出水対策
地元調整	1	計画 ア	トンネル孔口付近への基地移転計画
	2	計画 ア	冠水対策
入札不調	1	計画 キ	入札不調を踏まえた発注規模の見直し
	2	設計 イ	入札不調をふまえた業務内容の見直し

# (参考) 繰越制度 【繰越事由】

繰越をする事由が繰越明許費要求書に掲げる事由に該当すること (以下参照)

## (1) 計画に関する条件

- ア 工事に伴い発生する〇〇問題(公害・騒音・振動等)
- イ 工事に伴い発生した状況変化(土質・埋設物・湧水等)
- ウ 工事に伴う工事用資材等の運搬路の選択にあたり、地元との調整に不測の日数を要したため
- エ 基本計画の策定・変更(工事着手箇所・面積・建物配置等)に不測の日数を要したため
- オ 他事業(災害・上下水道・鉄道等)との調整に不測の日数を要したため
- カ 関係機関との協議・許認可に不測の日数を要したため
- キ その他(例:談合・低入札調査等)

## (2) 設計に関する条件

- ア 工法の選択に当たり、不測の日数を要したため
- イ 設計の変更を生じたので設計変更、契約変更等の手続きに不測の日数を要したため(入札不調)
- ウ その他

## (3) 気象の関係

- ア 豪雨のため(〇月)
- イ 豪雪のため
- ウ 風浪のため(〇月)
- エ その他

## (4) 用地の関係(建物がない場合)

- ア 用地買収の交渉に伴い発生する〇〇問題(価格・相続・協会等)
- イ 工事用用地(工事施工に必要な敷地)の
- ウ その他

## (5) 補償処理の困難(建物がある場合)

- ア 工事施工上障害となる〇〇(家屋・又は工作物等の撤去、移転等)に係る補償交渉に不測の日数を要したため
- イ 工事に伴い発生する〇〇問題(公害・騒音・振動等)に係る補償交渉に不測の日数を要したため
- ウ その他

## (6) 資材の入手難

- ア 工事箇所が地域的に集中したことにより、〇〇資材(セメント、ブロック、鋼材等)の不足を来したため
- イ 工事箇所が地域的に集中したことにより、労働者の手配調整に不測の日数を要したため
- ウ その他

## (7) 試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難

- ア 事前調査に予想外の日数を要したため
- イ 研究方式の決定に予想外の日数を要したため
- ウ その他

## (8) その他

※事由を適用する場合は、財務本省へ協議となる。

## 第2節 明許繰越し及び翌債を行う場合の事由

明許繰越し及び翌債を行う場合の具体的事由(類似例)と記載方法については、以下のとおりです。

### 『箇所別調査及び理由書の繰越事由欄の記載方法(H22.1.15)』

繰越事由を記号によって記載する場合は、災害復旧等事業も含めて、全ての省庁及び全ての事業について下記の区分による記号を使用することとし、統一を図る。

また、繰越事由発生時期を明記すること(事業の進捗状況・繰越事由等とその発生時期が適正であるか、検討すること。下表の記載例欄参照のこと(〇月等))。

事由	繰越事由の内容
計画に関する諸条件	ア 工事の施行に伴い発生する〇〇問題(例:公害、騒音、振動、水質汚濁等)について、地元との調整に不測の日数を要したため(補償処理に関するものを除く)
	記載例 計画に関する諸条件 ア (公害) (〇月~〇月)
	類似例 粉塵、煤煙、悪臭、電波障害、日照権、渋滞、迂回路、通行規制期間、通行規制時間、占用許可物件(上下水道、電気、ガス、各種通信施設)の移設 ※漁協との調整は原則としてここで記載する
	イ 工事の施行に伴い発生した状況変化(土質、埋設物、湧水、地盤等)に伴う施行能率の低下により不測の日数を要したため
ウ	記載例 計画に関する諸条件 ウ (運搬路選択) (〇月)
	類似例 ※運搬路の被災による遅延は「計画に関する諸条件 カ」とする
	エ 基本計画の策定・変更(工事着手箇所、面積、建物の配置、規模、収容人員等)に不測の日数を要したため
	記載例 計画に関する諸条件 エ (建物の配置) (〇月上旬)
エ	類似例 位置(敷地の選定、し尿・ごみ・火葬場の位置、建物等の配置(日照権、電波障害)、仮収容施設の設置法線の変更、橋梁の位置)、道路・河川法線の変更

# (参考) 繰越制度 【繰越事由】

繰越しガイドブック（財務省主計局司計課）より

設計に関する諸条件	オ	繰越事由の内容
		他事業（災害、上下水道、電話、電気、ガス、鉄道、河川等）との調整に不測の日数を要したため
		記載例 計画に関する諸条件 オ（河川）（〇月上旬～〇月下旬） 類似例
	カ	繰越事由の内容
		関係機関との協議・許認可等に不測の日数を要したため
		記載例 計画に関する諸条件 カ（河川法・〇〇県）（〇月～〇月） 類似例
	キ	繰越事由の内容
		〇〇法・〇〇局、〇〇法・〇〇県市町村、道路交通法・〇〇公安委員会（警察署）、文化財保護法・〇〇教育委員会、〇〇法・JR等 ※関係機関とは、当該事業に利害関係がなく、事業実施者が当事者以外に対して協議・許認可を得ることが必要となる第三者機関である。
		記載例 計画に関する諸条件 キ（〇月の入札不調の結果を踏まえた〇〇の計画変更（見直し）） キ（〇月に契約相手の倒産による〇〇の計画変更（見直し）） 類似例
	ア	繰越事由の内容
		工法の選択に当たり、不測の日数を要したため
		記載例 設計に関する諸条件 ア（基礎工法）（〇月） 類似例
イ	繰越事由の内容	
	基礎工法、土質、埋蔵物、地すべり発生 ※事前設計段階における複数の工法からの選択が該当する。	
	記載例 設計に関する諸条件 イ（湧水処理）（〇月） 類似例	

気象の関係	ウ	繰越事由の内容
		湧水処理の追加、岩盤線変更による杭長の変更、基礎地盤改良 ※契約締結後における現場状況から生じたものが該当する。
		記載例 設計に関する諸条件 ウ（〇月の入札不調の結果を踏まえた〇〇の設計変更（見直し）） ウ（〇月に契約相手の倒産による〇〇の設計変更（見直し）） 類似例
	ア	繰越事由の内容
		入札不調等（設計変更・見直しの検討を実施した事案に限る。なお、具体的設計変更・見直し内容を記載すること。）、 契約相手の倒産（設計変更・見直しの検討を実施した事案に限る。なお、具体的設計変更・見直し内容を記載すること。）、
		記載例 気象の関係 ア（豪雨）（〇月） 類似例 (注)異常気象を理由とするときは、例年と比較して気象の異常が認められる場合に限る。
	イ	繰越事由の内容
		豪雨のため（〇月）
		記載例 気象の関係 イ（豪雨）（〇月） 類似例
	ウ	繰越事由の内容
		豪雪のため（〇月）
		記載例 気象の関係 ウ（風浪）（〇月） 類似例
エ	繰越事由の内容	
	風浪のため（〇月）	
	記載例 気象の関係 エ（具体的事由を簡記する）（〇月） 類似例	
ア	繰越事由の内容	
	その他（具体的事由を記載すること）	
	記載例 気象の関係 ア（具体的事由を簡記する）（〇月） 類似例	
イ	繰越事由の内容	
	落雷、電巻	
	記載例 用地の関係 ア（価格）（〇月） 類似例	
イ	繰越事由の内容	
	用地買収の交渉に伴い発生する〇〇問題（例：価格、相続、境界、代替地等）により、用地の取得が遅延したため	
	記載例 用地の関係 イ（価格）（〇月） 類似例	
イ	繰越事由の内容	
	位置、面積、境界（含む地図混乱、地図訂正）、収用、所有権、代替地（上物なし）要求、相続、時期、本人の病气	
	記載例 工事用地（工事施行に必要な敷地）の借上げ交渉が難航したことにより、工事の施行が遅延したため	

# (参考) 繰越制度【繰越事由】

繰越しガイドブック（財務省主計局司計課）より

補償処理の困難		記載例 用地の関係 イ（価格）（〇月上旬～〇月下旬）	
		類似例 位置、価格、境界（含む地回混乱、地回訂正）、代替地（上物なし）要求、相続、時期、本人の病氣、原状回復方法 ※対象は、資材置場、重機置場、掘削土砂仮置場、仮設道路等の工事中の仮設用地 ※借上げは有償、無償を問わない	
	ウ	繰越事由の内容 その他（具体的事由を記載すること）	
		記載例 用地の関係 ウ（具体的事由を簡記する）（〇月）	
		類似例 仮換地の指定遅延 ※買収によらない事業用地の取得についてはここで記載する。	
	ア	繰越事由の内容 工事施行上障害となる〇〇（例：家屋又は工作物の撤去・移転、立木伐採、漁業権等）に係る補償交渉に不測の日数を要したため	
		記載例 補償処理の困難 ア（家屋の移転）（〇月～〇月）	
		類似例 価格、位置、面積、相続、時期、取用、所有権、残地、本人の病氣 ※対象は、物件（建物、工作物、樹木、墓地）及び権利（所有権、漁業権、耕作権、用排水権、営業権）である。 移転先（上物あり）要求（詮索、買収、造成、移転工法）	
	イ	繰越事由の内容 工事の施行に伴い発生する〇〇問題（例：公害、騒音、振動、水質汚濁等）について、地元との調整に不測の日数を要したため	
		記載例 補償処理の困難 イ（公害）（〇月～〇月）	
		類似例 汚水、排水、粉塵、煤煙、悪臭、日照権、電波障害	
	ウ	繰越事由の内容 その他（具体的事由を記載すること）	
		記載例 補償処理の困難 ウ（具体的事由を簡記する）（〇月）	
	資材の入手難	ア	繰越事由の内容 価格高騰又は工事箇所が地域的に集中したことにより、〇〇資材（例：セメント、ブロック、鋼材等）の不足を来したため
			記載例 資材の入手難 ア（セメント）（〇月）
		イ	繰越事由の内容 工事箇所が地域的に集中したことにより、労務者の手配調整に不測の日数を要したため
			記載例 資材の入手難 イ（労務者）（〇月下旬）

繰越事由に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難	ウ	繰越事由の内容 運搬路（工事用仮設道路を含む）の災害などにより現場への資材の運搬が不能となったため	
		記載例 資材の入手難 ウ（災害）（〇月下旬）	
	エ	繰越事由の内容 特注品の納期が遅延したため	
		記載例 資材の入手難 エ（納期遅延）（〇月上旬）	
	オ	繰越事由の内容 その他（具体的事由を記載すること）	
		記載例 資材の入手難 オ（具体的事由を簡記する）（〇月）	
	ア	繰越事由の内容 事前調査に予想外の日数を要したため	
		記載例 試験・研究 ア（〇月～〇月）	
		類似例 当初予定していなかった情報収集の必要、再調査の必要、新たな知見の出現	
	イ	繰越事由の内容 研究方式の決定に予想外の日数を要したため	
		記載例 試験・研究 イ（〇月）	
		類似例 審査方法・方針の決定、研究者の調整、研究材料の決定、当初予期しなかった知見の出現	
	ウ	繰越事由の内容 その他（具体的事由を記載すること）	
		記載例 試験・研究 ウ（具体的事由を簡記する）（〇月）	
	内号繰越明許費要求書に掲げられた事由のうち上記以外のもの		繰越事由の内容
			相手国との交渉の関係（具体的事由を簡記する）（〇月）
			類似例 「相手国との交渉の関係」、「相手国の事情」、「請求の遅延」、「調査方法の決定の困難」、「〇〇の調査確認の困難」等
	その他のやむを得ない事由		繰越事由の内容
		その他（具体的事由を簡記する）（〇月）	
		類似例 ※別途指示したものに限る（事前相談されたい）	

※ 繰越事由の適用にあたっては、「説明」欄の記載内容に具体的事案を照らし合わせ判断すること。

## ■複数年度にわたる契約を結ぶことを要するもの

【調査期間(冬～春に調査等)の関係から国債を取得しているもの】

- ・環境影響(生態系)調査

【毎年同様の内容で発注するため、国債を取得しているもの】

- ・発注者支援業務
- ・公物管理業務
- ・用地補償総合技術業務

## ■多くの日数を要するもの

- ・大規模工事の設計
- ・模型設計・製作等

### 3. 生産性向上

適正な工事連携会議（三者会議）

# 三者会議(=工事連携会議)とは

## 1. 三者会議の目的

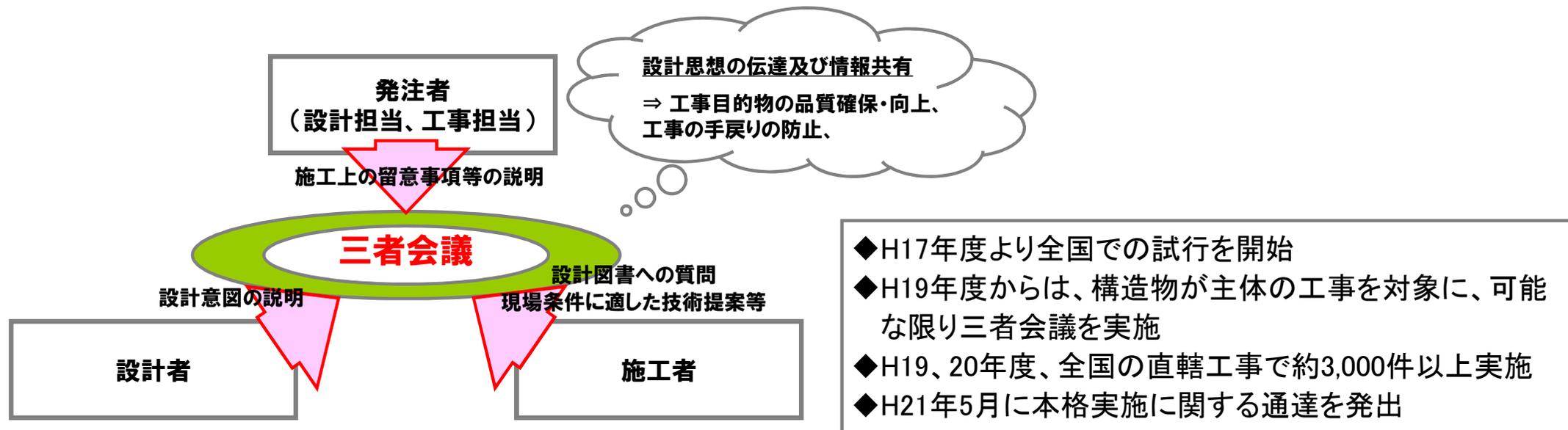
- ◆ 工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者(設計担当・工事担当)、設計者、施工者の三者による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る。

## 2. 三者会議の概要

- ◆ 三者会議は、施工者が設計図書を照査した後に開催するものとし、設計者(管理技術者等)、施工者(現場代理人等)及び発注者とし、発注者は設計、工事発注、工事監督の各担当の出席を基本とする。なお、現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することも可能である。
- ◆ 会議では、設計者からの設計意図の説明、発注者からは施工上の留意事項の説明、施工者からは現場条件に適した技術提案の説明等を行い、それらに関する質疑応答を通じて、参加者間の情報共有を図る。

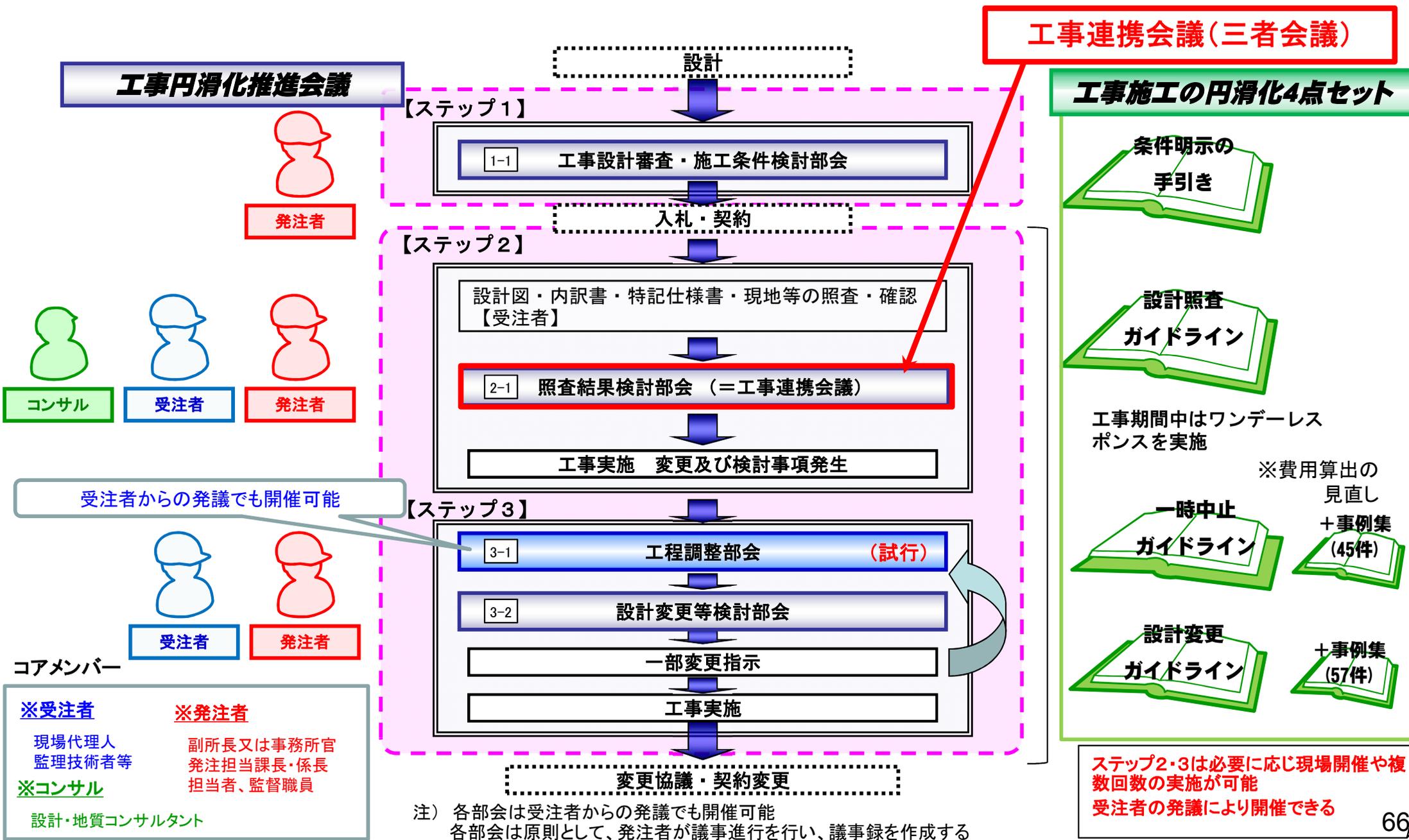
## 3. 三者会議の活用が有効な工事

- ◆ 現場条件が特殊である、施工に要する技術が新規又は高度である等、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事。



# 円滑な工事施工の確保

- ・ 工事施工の円滑化4点セットを活用した、工事円滑化推進会議の開催・発注者間のコミュニケーションの充実。
- ・ 発注者、建設コンサルタント、施工者が設計の考え方等の認識を共有すべく、工事連携会議（三者会議）を開催する。



## (6) 契約方法

1) 当該工事に係わる設計業務が完了している場合

発注者は、工事連携会議の開催までに、当該工事に係わる設計業務を受注した設計者と工事連携会議への参加に係わる契約(随意契約)を締結するものとする。

2) 当該工事に係わる設計業務が並行して発注されている場合

設計業務において、設計者に対する費用を計上する。

なお、設計業務の発注にあたって、工事連携会議を設置する予定がある場合は、次の内容を入札説明書に記載するものとする。

### 【設計業務の入札説明書記載例】

(記載例)

● その他の留意事項

● 本業務に直接関連する他の業務の請負契約を、本業務の請負契約の相手との随意契約により締結する予定の有無。 有(●●工事 工事連携業務)

## (7) 積算方法

設計者と締結する契約に係わる積算は、以下のとおりとする。なお、積算費用は設計業務等標準積算基準書による技術者の直接人件費と旅費交通費とし、その他原価及び一般管理費等を土木設計業務等積算基準に基づき計上する。

・打合せ:主任技師0.5人/回、技師(A) 0.5人/回を標準とする。

・旅費交通費:実費

※その他、工事連携会議で使用する設計意図を説明するための資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。

### <解説>

●「会議」では、既存の設計成果資料(概要版)等を活用することを想定しており、工事受注者や設計者に新たな資料作成や修正設計、追加調査等まで実施させることは見込んでいない。

また、工事受注者が工事の実施にあたって通常作成する資料であっても、参加者数が多い場合や資料数が多い場合は、発注者が必要部数をコピーするようにすること。(設計者についても同様に取り扱うこと。)

●工事受注者及び設計者のいずれであっても、新たな資料作成や修正設計、追加調査等を実施させる場合は、別途必要となる費用を発注者が負担する。

●「会議」の回数は実態に合わせて変更するものとする。

●また、「会議」の目的から宿泊を伴うような場合は、宿泊費も計上すること。

# 生産性の向上 「良くわかる工事連携会議」の作成

平成16年より、北陸地整では、工事の実施にあたり、発注者、設計者（コンサルタント）、施工者（建設会社）が一同に会して、設計意図等の施工段階への継承と反映、3者の責任の範囲と明確化、工事施工段階における条件変更時の対応等について調整する「工事連携会議」（いわゆる三者会議）により、円滑な事業執行を図っている。

今回、工事連携会議がさらに普及、浸透し、より円滑かつ適切に開催されるよう、取扱説明書、いわゆる手引きを作成した。

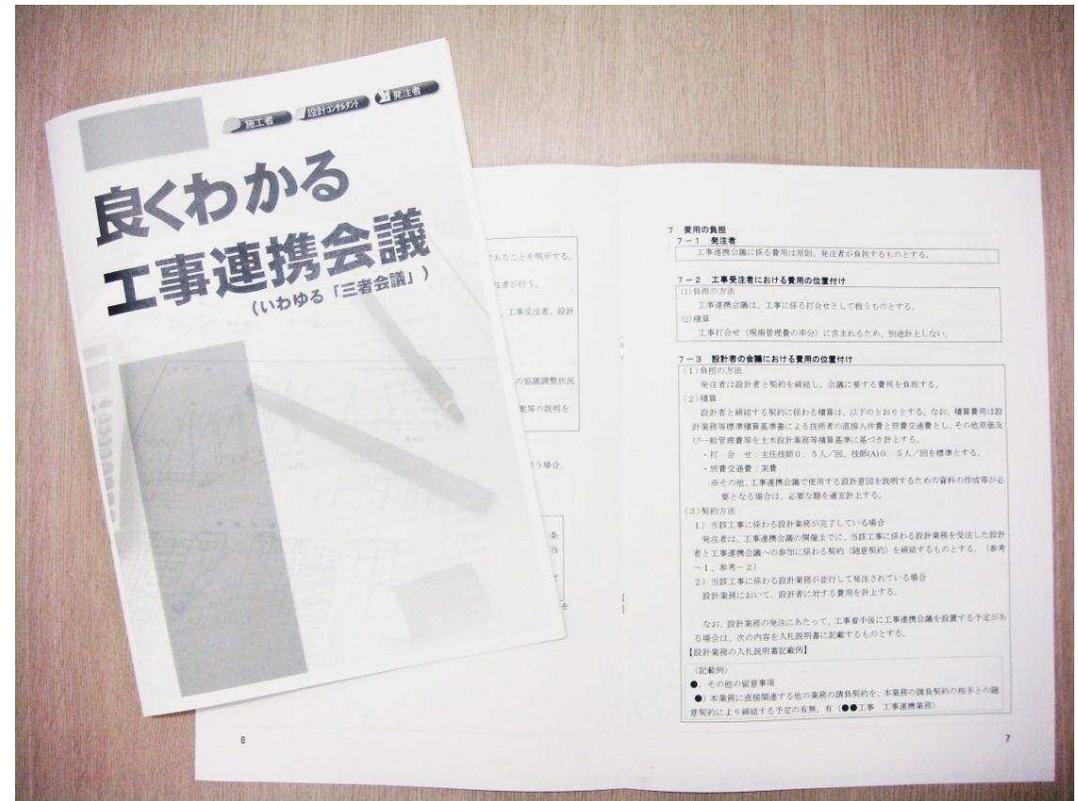
多くの関係者に活用いただけることを期待している。

## (内容)

- 会議の目的
- 3者の定義
- 対象工事
- 開催時期
- 実施方法
- 費用負担
- その他(事例等)

## (活用方法)

- 設計業務受注者に配布
- 工事連携会議が必要となると考えられる  
施工受注者に配布
- 発注者に配布



### 3. 生産性向上

# 土木設計業務等変更ガイドライン

# 土木設計業務等変更ガイドライン

平成26年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品確法」という。)が改正され、平成27年1月に品確法第二十二条に基づく発注関係事務の運用に関する指針(以下「品確法運用指針」という。)が定められたところ。

品確法運用指針Ⅱ.(1)〈その他調査及び設計業務の品質確保〉において、「必要があると認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料や履行期間の変更を行う。」とされている。

今般、国土交通省土木設計業務等の発注関係事務の適切な運用を図っていく上でのガイドラインを、**平成27年3月30日に策定**。

北陸地方整備局では、さらなる取り組みとして「**業務の設計変更事例集**」を作成すべく作業中。

# 土木設計業務等変更ガイドライン

## (1) 土木設計業務等の特性

○土木設計業務等は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものである。

※「土木設計業務等」とは、測量業務、地質調査業務、土木設計業務及び土木調査・計画業務をいう。

## (2) 発注者・受注者の留意事項

○発注者は、国庫債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。

また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越(翌債)の適切な運用を行う。

○発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続きの遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答をいう。以下同じ。)の変更の円滑化を図る必要がある。

○発注者は、必要な業務の条件(必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。)を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、必要に応じて条件明示チェックシート等を活用し、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。

○受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。

○受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。

○受発注者は、業務管理スケジュール表等による業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。

○受発注者は、合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。

○受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

# 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

## 【基本事項】

◆下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

1. 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続きの遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合。
2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合。
3. 所定の手続き(契約書第18条～25条、共通仕様書第1121条～1124条)を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合。
4. 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合(改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)。
5. 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められると場合。

## 【留意事項】

◆設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。

1. 受・発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
2. 受・発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。  
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
3. 設計図書の変更の手続きは、その必要が生じた都度、受・発注者は遅滞なく行うものとする。
4. 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。  
(プロポーザル方式の場合)

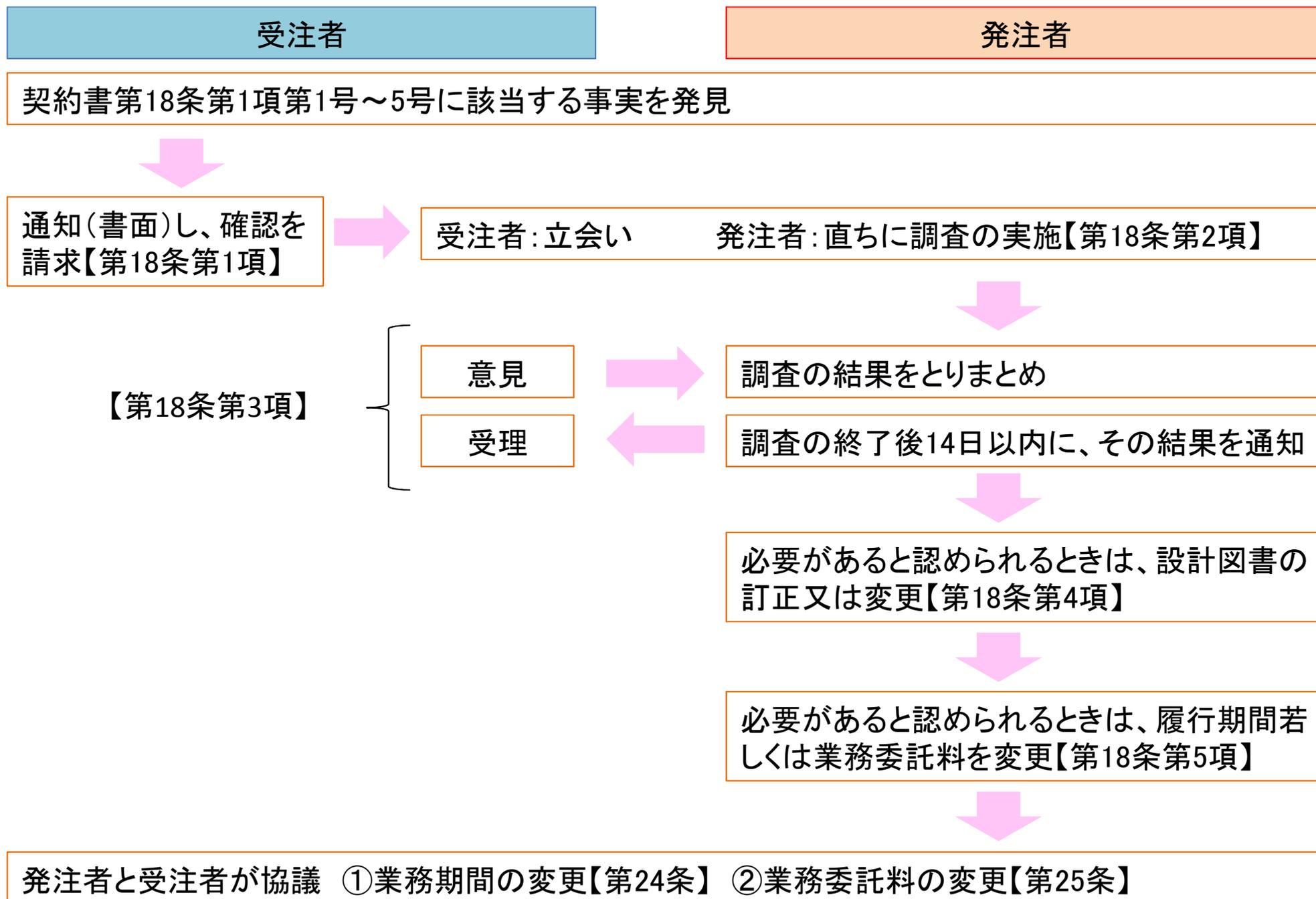
# 土木設計業務等の変更の対象とならないケース

## 【基本事項】

◆ 下記のような場合においては、原則とし契約書第24条及び第25条の変更ができない。  
ただし、契約書第26条(臨機の措置)の場合はこの限りではない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合。
2. 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合。
3. 土木設計業務等委託契約書・設計業務等共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合(契約書第18条～25条、共通仕様書第1121条～1124条)。
4. 正式な書面によらない指示等(口頭のみ)の指示・協議等)の場合。

# 土木設計業務等の変更の手続きフロー



## 道路予備設計(工期変更) 設計変更となった事例 1

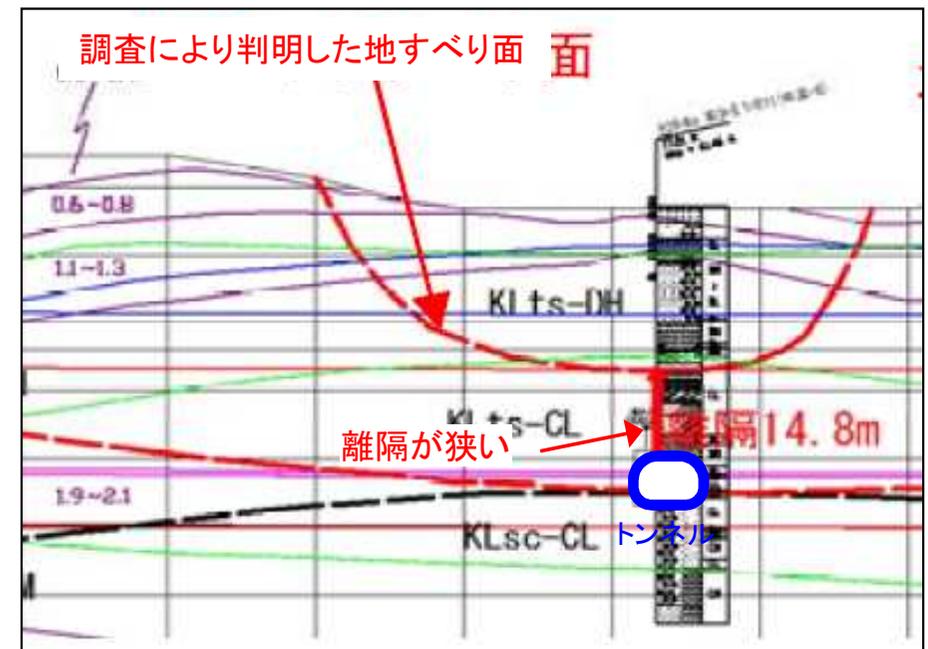
【業務概要】 道路予備設計(B) L=約4.6km トンネル予備設計一式 他 工期H26.10.9~H27.6.30

### 【変更の内容】

本業務は、道路、トンネルの予備設計業務である。並行してH26年9月~12月に、トンネル予備設計のための地質調査を実施したところ、当初計画していたトンネル位置に地すべり面が近接する事が分かり、トンネル縦断の変更を含め、トンネル掘削による地すべりへの影響を調査する必要が生じたため、設計業務の履行期間の変更が必要となった。

### 【経緯と変更結果】

- ・地すべりに与える影響を解析するための追加のボーリング調査、地すべりへの影響解析等を実施し、3ヶ月の期間を要した。(設計業務は、断面設計や諸設備計画等、進めべき作業があったため中止は行わなかった)
- ・上記については、設計業者、地質業者、発注者合同の打合せで方針を決定。また、工期延期についても協議。
- ・受注者の請求により、履行期間を約3ヶ月延長(年度内に履行期間を確保できないため繰越手続も実施)



地すべり面とトンネルの離隔

### 【コメント】

・業務発注時には想定し得ず「受注者の責によらない事案が発生」した場合は、「土木設計業務等変更ガイドライン(2.【基本事項】5)」の適用により、発注者は業務内容を再検討・追加し、受注者はこれに伴う適切な工期の延期を請求する。

## 空中写真測量

## 設計変更となった事例 2

【業務概要】 空中写真測量 A=77.3km<sup>2</sup>

履行期間 H26.9.9～H27.3.13

### 【変更協議の要点(ポイント)】

当初設計では対象区間長に500m幅を乗じて業務範囲を設定していたが、地形条件を踏まえて計測幅が変更となった。

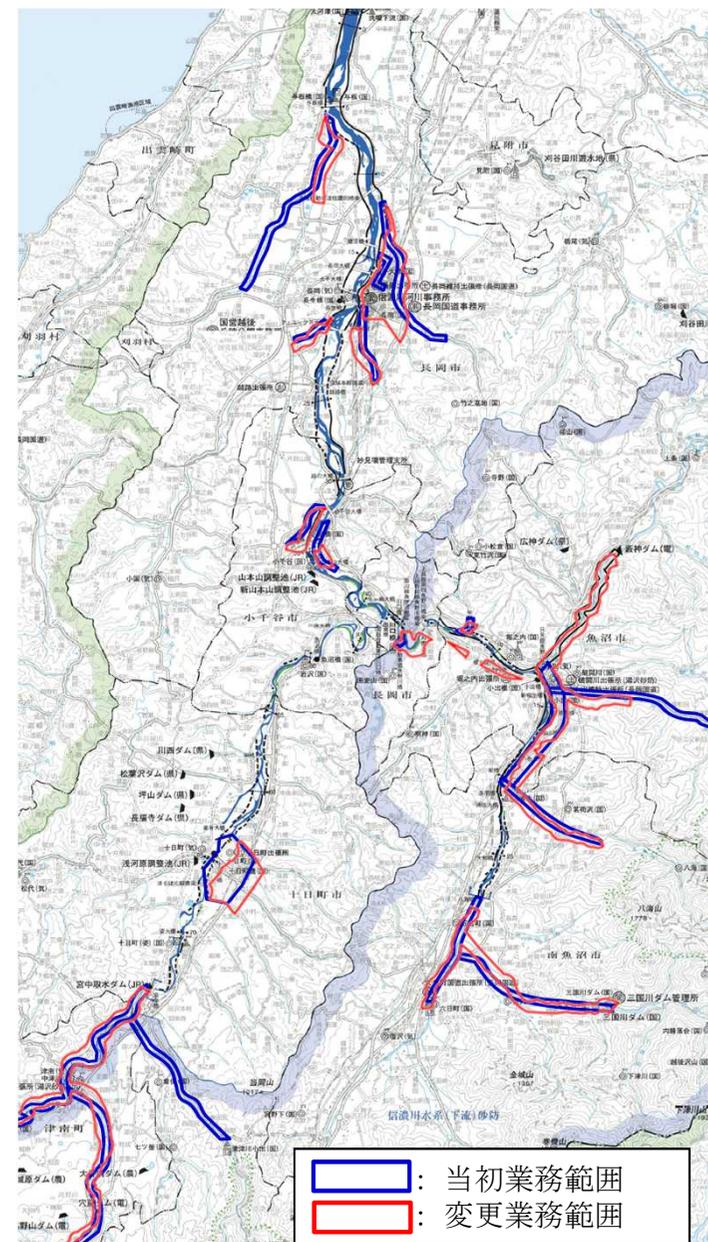
また、当初設計で見込んだ調整用基準点を業務範囲の変更に伴い、精度を確認する上で必要な基準点の測点数に増工した。

### 【経緯と変更結果】

- ・受注者から地形条件を踏まえた業務範囲の変更と調査用基準点増工の協議。
- ・発注者が当初設計との相違を確認し、設計変更が認められた。
- ・あわせて履行期限を約1.5ヶ月延伸  
(当初H27.1.31→変更H27.3.13)
- ・直接測量費で約2百万円の増額変更

### 【コメント】

- ・現地状況が一致しない場合は、「契約書第18条(条件変更等)第1の四」により、所定の協議に基づき変更の対象とできる。



# 道路詳細設計(工期変更) 設計変更となった事例 3

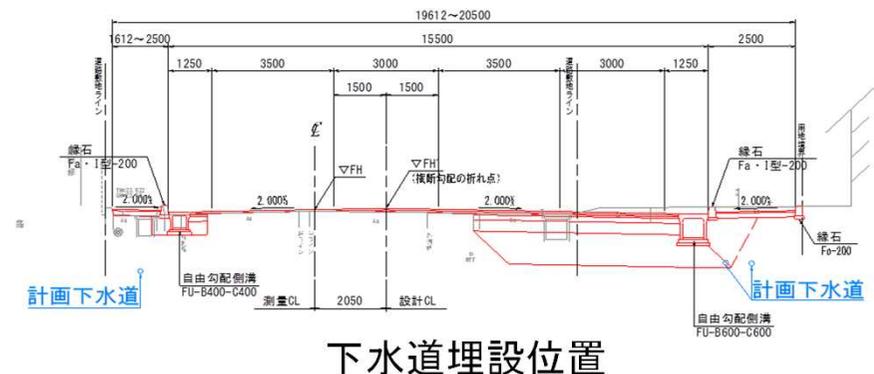
【業務概要】 道路詳細設計 L=0.4km 工期H26.7.1～H27.2.27(変更H27.6.26)

## 【変更協議の要点(ポイント)】

本業務は、事故対策設計箇所において、公安委員会、取付道路管理者及び埋設物管理者と調整を行い道路詳細設計をH27.2までに実施することとしていたが、同時施工が必要である下水道(市)の設計が、地元調整(家屋との接続)に時間要し完成が遅れた(H27.5完成)ため、履行期間の変更が必要となった。

## 【経緯と変更結果】

- ・特記仕様書に関係機関協議資料作成及び関係機関協議を実施する旨を明示。(以下、参考)
- ・履行期間を約4ヶ月延長  
(年度内に履行期間を確保できないため繰越手続も実施)



〇〇業務特記仕様書の記載例 (関係機関協議に受注者を出席させる場合)

### 第〇〇条 関係機関協議

本業務受注者が関係機関協議に同席し、協議内容を把握すると共に記録を整理するものとする。  
本業務履行中に実施する関係機関等との協議は、以下のとおり予定しており、実施回数に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

- ・〇〇県と〇〇に関する協議: 1回
- ・〇〇市と〇〇に関する協議: 1回

## 【コメント】

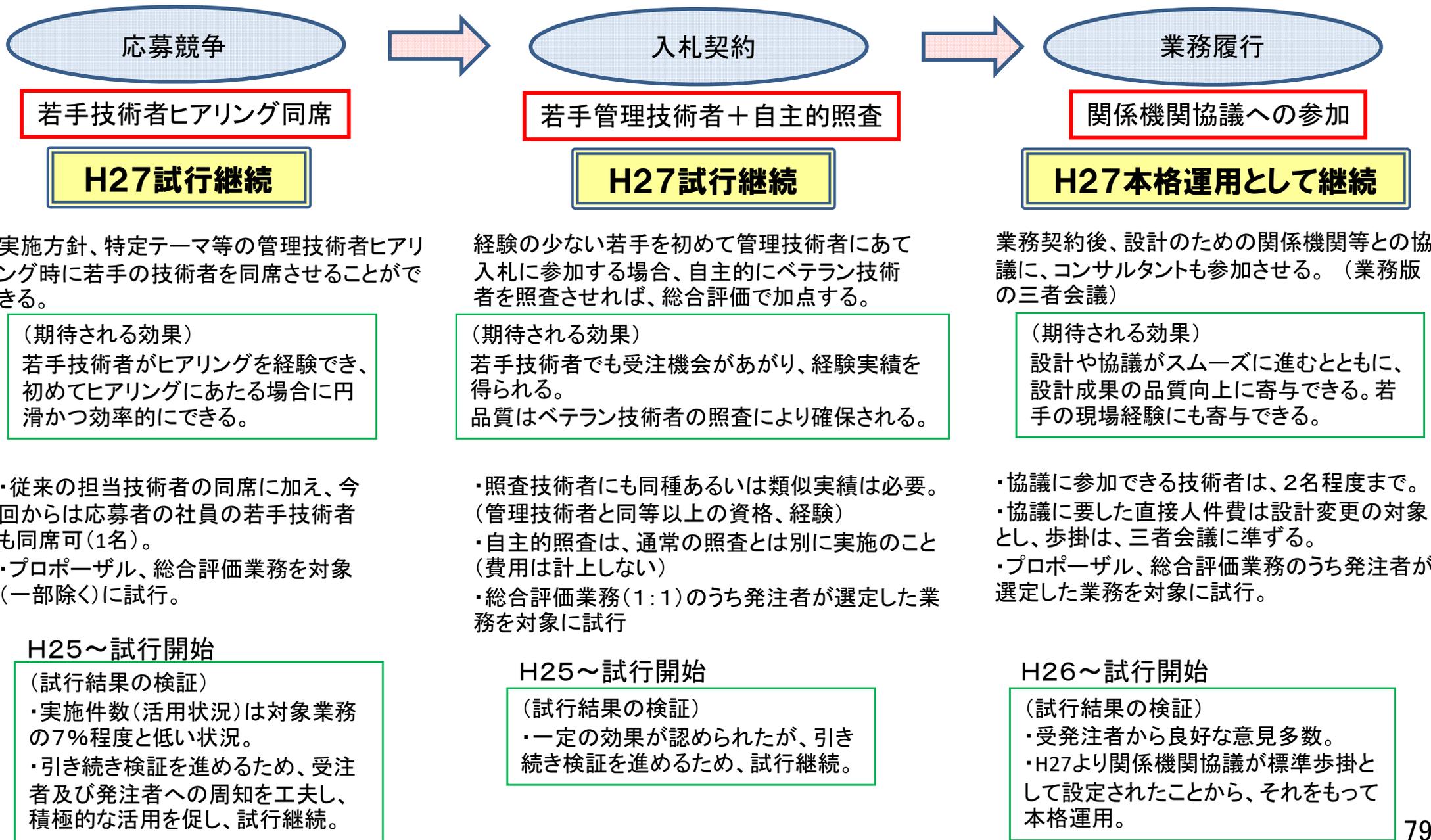
- ・発注者は、関係機関協議については、受注者の出席の有無を問わず、相手方、内容を特記仕様書に明示することを原則とする。

### 3. 生産性向上

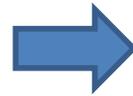
## 若手技術者育成支援の取り組み (3ステージアクション)

# 若手技術者育成支援の取り組み(3ステージアクション)

設計等のコンサルタント業務において、応募競争、入札契約、業務履行の各々の段階で総合的に取り組みを試行し、若手技術者の育成を支援しているところ(3ステージアクション)。**試行結果の検証を行い、H27年度は以下のとおりとする。**



## 「若手技術者のヒアリング同席」



**継続（周知を充実し、積極的な活用を促す）**

### 1. 試行内容（H25～）

実施方針、特定テーマ等の管理技術者ヒアリングに、若手技術者を同席させることができる。

- ・プロポーザル方式、総合評価方式の業務(一部除く)を対象に試行。
- ・担当技術者もしくは社員の若手技術者の同席が可能(1名)。

### 2. 期待される効果

若手技術者がヒアリングの場を経験することで、技術を習得し、初めてヒアリングにあたる場合に円滑で効率的な対応が期待できる。

### 3. H26試行結果

- 実施件数(活用状況)は対象業務の7%程度と低い状況。
- 発注者からの周知不足や、受注者の理解不足が原因とも考えられる。

### 4. H27対応方針

- 平成27年度より、担当技術者が8名まで登録可能となり活用が期待される。
- 受注者及び発注者への周知を工夫し、積極的な活用を促す。



#### 【周知の方法】

- ①業務の品質向上説明会において、「制度」と「期待される効果」を説明。
- ②入札説明書における記載方法を改善し、周知を徹底。

# 若手技術者育成支援(3ステージアクション)②「自主的照査併用型総合評価落札方式」の試行結果

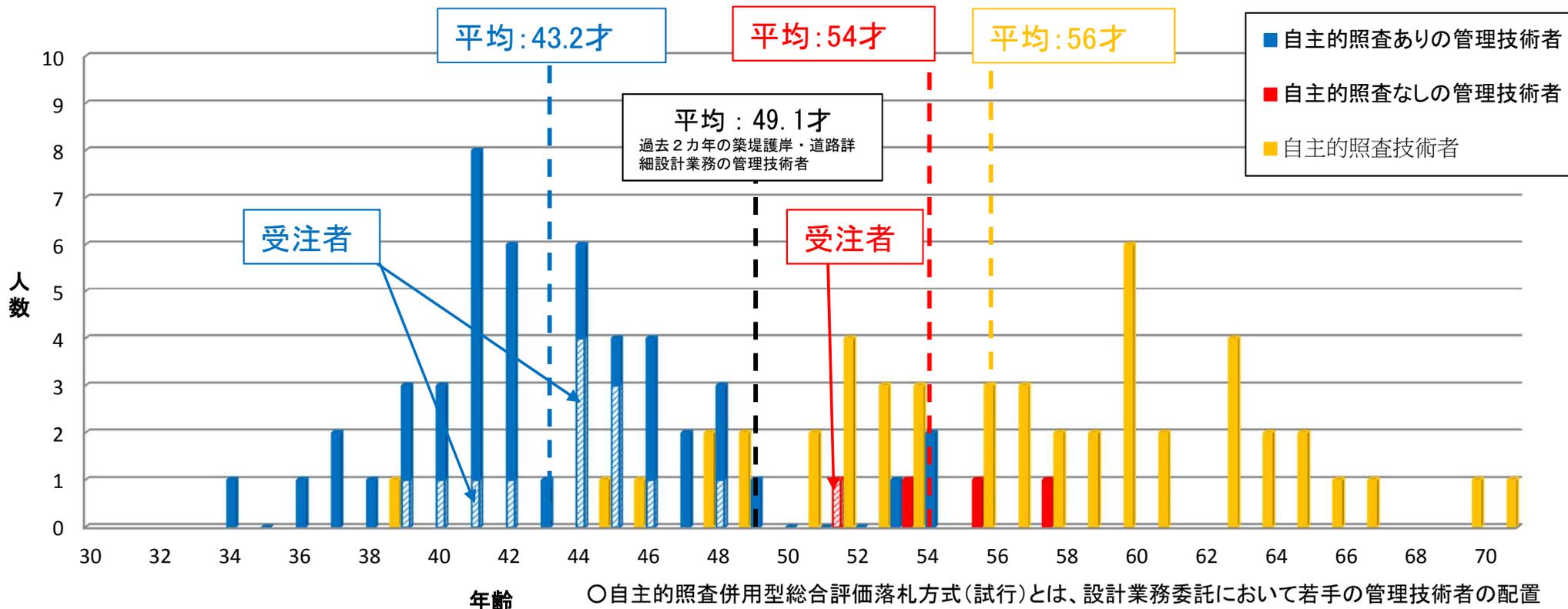
1 4 業務で試行した結果、競争参加段階では、

- ・ 1 4 業務全てにおいて自主的照査の登録者がおり、1 1 業務では自主的照査の登録者のみの競争。
- ・ 1 4 業務の競争参加者 5 3 者のうち、自主的照査登録参加者は 4 9 者 ( 9 2 % ) 。
- ・ 予定管理技術者の平均年齢をみると、自主的照査「あり 4 3 . 2 歳」「なし 5 4 歳」と若手の登用を促進。
- ・ 一方、自主的照査者の平均年齢 5 6 歳と、5 0 代から 4 0 代前半への技術継承に取り組む姿勢を確認。

受注者を見ると、

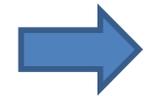
- ・ 自主的照査併用型の場合の管理技術者の平均年齢は 4 4 . 1 歳であり、同様な業務難易度である築堤護岸・道路詳細設計の平均年齢 4 9 . 1 歳と比較すると 5 歳若く、若手技術者の受注機会が増加。
- ・ 業務の成績評定 ( 平均 ) をみると、1 0 業務 7 6 . 8 点、1 業務 7 5 点と、地整全業務の平均点とほぼ同等以上であり、品質は確保できている。( 3 業務は繰越中)

管理技術者及び自主的照査技術者年齢



○自主的照査併用型総合評価落札方式(試行)とは、設計業務委託において若手の管理技術者の配置を促すために、管理技術者より上位の経験・資格を有する照査技術者(自主的照査技術者)を企業が自主的に追加配置する場合に評価点を加点する取り組み。(H.25~試行)

## 「関係機関協議への参加」



## H27年度より本格運用に移行

### 1. 試行内容 (H26～)

業務契約後、設計のための関係機関等との協議に、コンサルタントも参加させる。

- ・プロポーザル、総合評価業務のうち、発注者が選定した業務を対象に試行。
- ・協議に参加できる技術者は、2名程度まで。
- ・協議に要した直接人件費は設計変更の対象とし、歩掛は三者会議に準じる。

### 2. 期待される効果

設計や協議がスムーズに進み、設計成果の品質向上に寄与。(若手の現場経験にも寄与)

### 3. H26試行結果(主な意見)

[成果] ・双方の意見が明確に設計等に活かされ、結果だけでなく、考え方等についても整理される。(発注者)

・同席することにより、協議での課題について理解が深まり、帰社後の対応が円滑に進められた。(受注者)

[課題] ・打合せ回数の変更による精算変更の場合のルール設定が必要。(発注者)

### 4. H27対応方針

平成27年度より、「関係機関打合せ協議」が標準歩掛として設定されたことから、それをもって本格運用に移行。

1-1 打合せ等

(1業務当たり)

区分		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備 考
打合せ	業 務 着 手 時	0.5	0.5	0.5		(対面)
	中 間 打 合 せ	0.5	0.5	0.5		1回当たり (対面)
	成 果 物 納 入 時	0.5	0.5	0.5		(対面)
関係機関打合せ協議		0.5	0.5			1機関当たり (対面)

備考 1. 打合せ、関係機関打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間(片道所要時間1時間程度)を含むものとする。  
 2. 打合せ、関係機関打合せ協議には、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。  
 3. 中間打合せの回数は、各節によるものとし、各節に記載が無い場合は必要回数を計上する。打合せ回数を変更する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。  
 なお、複数分野の業務を同時に発注する場合は、主たる業務の打合せ回数を適用し、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せ回数を計上する。  
 4. 関係機関打合せ協議の回数は、1機関当たり1回程度とする。なお、発注者のみが直接関係機関と協議する場合は、関係機関打合せ協議を計上しない。

### 3. 生産性向上

## 業務環境改善の取り組み (ウィークリー・スタンス)

### 1. 取組内容

一週間における受発注者間相互のルールや約束事をスタンスとして定め、計画的に業務を履行することにより業務環境等を改善し、魅力ある仕事、現場の創造に資する。

### 2. H26試行結果

- 内業主体の業務36件を試行。  
(各事務所1~2件程度)
- 受注者が取組を拒否した事例は、「なし」。
- 取組結果(試行業務の受発注者に聞き取り

#### 【取組効果】

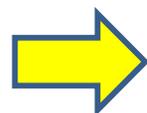
- ・良好な労働環境における業務実施が出来た(健康、精神的にゆとりが持てる)。
- ・資料提出期限に余裕を持った工程となり、十分な検討が可能。
- ・業務スケジュールの管理・共有を密に行い、業務を遅滞なく遂行できた。
- ・余裕を持った作業が可能となり、ミス等の防止効果があった。
- ・納期に余裕を持った依頼・指示により、従業員に無理をさせずに済んだ。
- ・担当技術者の労働時間に対する意識が高まった(週末をきちんと休むようになった)。
- ・担当者の超勤時間の縮減につながった(本業務により超勤命令や休日出社申請が出されなかった)
- ・労務署の無通告立入にて「超勤縮減に向けた取組として効果あり」との評価を受けた。 など

#### 【改善要望等】

- ・取組の拡大(業務毎の取組で無く、全体的な取組として行うことにより効果が発揮できる)。
- ・発注者側の基本認識として意思統一すべき。
- ・現場作業(地質調査)の場合、定時の帰宅が困難であり、柔軟な対応が必要な場合もある。
- ・作業計画段階の検討時間を確保した工期設定が必要(航空レーザー測量)。※発注前に正確な範囲設定が困難
- ・年度末の対応が困難(資料が揃わず業務優先となる)。 など

### 3. H27対応方針

- 内業を主とする業務を中心にウィークリー・スタンス(月・水・金)を試行継続。但し、水曜日【ウェンズディ・ホーム】は、原則、特殊な場合を除き「全ての業務」に拡大し、受注者の意向を確認のうえ実施



### ウィークリー・スタンス

月曜日：依頼の期限日としない【マンディ・ノーピリオド】

水曜日：定時の帰宅に心がける【ウェンズディ・ホーム】

金曜日：業務の依頼日としない【フライディ・ノーリクエスト】

### 3. 生産性向上

## CIMの取り組み

# CIM導入による効果



## 合意形成が速くなる

- ・住民説明会
- ・工事説明会
- ・関係者協議(管理者・警察等)



## 意思決定が速くなる

- ・三者会議(発注者-ゼネコン-コンサル)
- ・本局-事務所-出張所等
- ・受注者-発注者
- ・元請-下請



## 設計変更が容易になる

- ・数量算出の自動化等

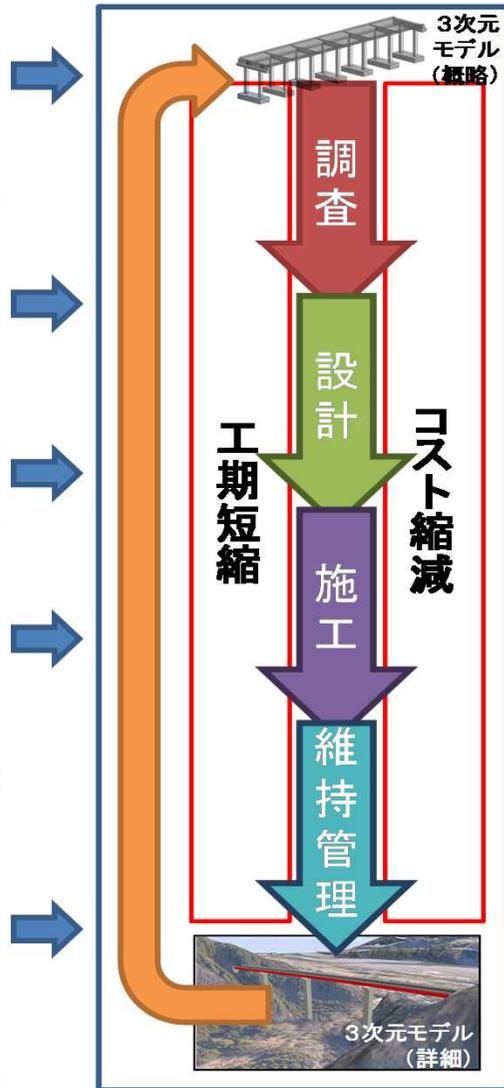
## 施工性が向上し工期が短縮できる

- ・施工計画書への反映
- ・施工順序等の最適化
- ・現場内情報共有
- ・仮設等安全性向上



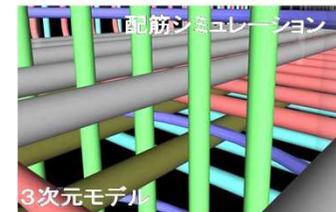
## 適確な維持管理

- ・施工時の品質情報やセンサー情報など維持管理に必要な情報をモデルに追加することによる維持管理の効率化



## 設計ミスや手戻りが減る

- ・設計の可視化
- ・図面等の整合性確保
- ・数量算出の自動化等
- ・違算の防止



## 比較・概略検討等が容易になる

- ・ルート選定が容易
- ・概算コスト比較が容易
- ・国土地理院データの活用
- ・詳細設計への移行が容易



## CIMと情報化施工のデータ連携

- ・3次元データの共有
- ・情報化施工による現場の高速化
- ・安全性・確実性の向上



## 工事現場の安全を確保

- ・作業現場内危険箇所の事前チェックにより事故を防止



## アセットマネジメントシステムの確立・運用

世界最先端の建設生産システム⇒新産業の創出

# CIM導入ロードマップ

## 基礎的試行

- ・各フェーズ毎に、現状の水準でCIMの特性を踏まえての効果を検証し、利活用範囲を絞り込む段階
- ・自発的な試行、開発により利活用の適用課題を抽出する段階

## 利活用試行

- ・各フェーズ相互で連携・共有できるモデルを利活用した効果特性を絞り込む、また高度な維持管理フェーズへの導入効果を目的としたプロジェクトを選定し試行導入を図る。

## 適用試行導入

- ・各フェーズで連携・共有できるモデルを利活用し、一連の建設プロセスの効率化を図るプロジェクトを選定し導入を図る。

先導的導入事業の運用

H24

H25

H26

H27

H28

H29

CIM試行

部分的試行による利活用・効果検証

- ・先行試行業務(H24詳細設計)
- ・試行業務(H25調査、予備設計、協議利用)

相互フェーズでの利活用・効果検証

- ・H24試行業務の工事試行(利活用検証)、大規模工事での検証
- ・各連業務間の統合・合理化試行(調査、概略予備の統合)

導入ガイドラインの策定への課題整理

- ・優位適性の検討・検証

CIM導入  
ガイドライン策定  
(先導的導入事業)

中期目標

自主・自発的な試行による導入効果検証

- ・利活用、優位性の向上への開発導入

# 北陸地方整備局における「H27CIM」の取り組み(案)

様々な構造物への  
活用を検討

跨道橋、築堤に続き、新たな構造物設計への活用を検討

平成27年度は

床固工、等

を予定

維持管理への  
活用を検討

既往の試行事例を元に、維持管理面での活用検討を促進するための官民検討の場を設置

官民CIM検討会(仮称)

の設置

スキルアップへの  
取り組み

発注者として必要となる、CIM技術・知識の習得のため整備局職員のスキルアップを図る

CIM勉強会(仮称)

の開催

【試行事業の実績】

- (H24~H26) 能越道 中波跨道橋事業 設計・施工
- (H25~H27) 千曲川荻原築堤護岸事業 設計・施工